

周南市こども計画

【素案】

周南市

令和 7 年1月現在

目次

第1章 計画の趣旨 1

1	計画策定の背景	1
2	計画の概要	3
	（1）こども計画とは.....	3
	（2）計画の期間	3
	（3）計画の対象	3
3	計画の位置づけ	4
	（1）計画の法的根拠.....	4
	（2）本計画と一体的に策定する計画.....	4
	（3）市の各計画との関係	5
4	計画策定方法	6
	（1）ニーズ調査の実施.....	6
	（2）周南市こども育成支援対策審議会での審議	7
	（3）パブリックコメント	7

第2章 周南市のこども・子育てを取り巻く状況 8

1	人口・世帯等の動向.....	8
	（1）総人口・年齢別人口の推移	8
	（2）ひとり親家庭の推移	9
	（3）出生の動向	9
	（4）女性の就労状況.....	10
2	ニーズ調査結果の概要	11
	（1）子ども・子育て支援ニーズ調査結果	11
	（2）こどもの生活状況調査結果	25
	（3）こども・若者の生活状況・意識調査結果	29
	（4）こどもからの意見聴取	32
3	第2期計画期間のまとめ	33
	（1）子ども・子育て支援の充実	33
	（2）安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実	34
	（3）子どもの生き抜く力を育む教育の充実	37
	（4）特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実	39

（５）安心・安全な子育て環境の充実	42
（６）子育てと仕事の両立支援の推進	42

第3章 計画の基本方針 43

1 基本理念	43
2 基本的視点	44
3 基本目標	45
4 計画の体系	46

第4章 事業計画 48

基本目標Ⅰ こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する 48

1 現状と課題	48
（１）幼児期から学童期までつながる教育環境の充実	48
（２）地域におけるこどもの居場所づくり	48
（３）こども・若者の自立に向けた就学・就労支援	49
2 目指すべき姿	49
3 主な取組内容	50
（１）教育・保育の場における子育ての支援	50
（２）多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり	51
（３）こども・若者の自立の促進	52
4 指標	53

基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり 54

1 現状と課題	54
（１）妊産婦と乳幼児の母子保健対策	54
（２）親子の健康づくりと発達支援	54
（３）教育・保育施設の提供体制と多様な保育ニーズへの対応	55
2 目指すべき姿	55
3 主な取組内容	56
（１）妊娠・出産、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実	56
（２）親と子の健康づくりの推進	57
（３）発達支援体制の充実	57
（４）多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実	57
（５）子育ての負担を軽減する経済的支援	58
4 指標	59

基本目標Ⅲ 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実	60
1 現状と課題	60
(1) 児童虐待防止対策の充実	60
(2) ひとり親家庭への総合的支援の推進	60
(3) 障害のあるこどもに対する施策の充実	60
(4) 困難を抱えるこども・子育て家庭への支援	61
2 目指すべき姿	61
3 主な取組内容	62
(1) 児童虐待防止対策の充実	62
(2) ひとり親家庭への総合的支援の推進	62
(3) 障害のあるこどもに対する施策の充実	62
(4) 困難を抱えるこども・子育て家庭への支援	63
4 指標	65
基本目標Ⅳ こども・子育て家庭を地域で支え合うネットワークづくり ..	66
1 現状と課題	66
(1) 子育ての担い手の育成とネットワークの強化	66
(2) こどもの安全を守る取組の推進	66
(3) 多様性を尊重する共生社会の推進	67
2 目指すべき姿	67
3 主な取組内容	67
(1) 子育ての担い手の育成とネットワークの強化	67
(2) こどもの安全を守る取組の推進	68
(3) 多様性を尊重する共生社会の推進	68
4 指標	69

第5章 幼児教育・保育の提供体制及び地域子育て支援事業の充実

1 提供区域の設定	70
(1) 幼児教育・保育	70
(2) 地域子ども・子育て支援事業	71
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況	73
(1) 教育・保育施設の状況	73
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	74
3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	76
4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	80
(1) 利用者支援事業・妊婦等包括相談支援事業	80
(2) 延長保育事業	82

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	82
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	83
(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	83
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	84
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	84
(8) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	85
(9) 子育て世帯訪問支援事業	86
(10) 児童育成支援拠点事業.....	86
(11) 親子関係形成支援事業.....	87
(12) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	87
(13) 一時預かり事業	88
(14) 病児保育事業	89
(15) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)	89
(16) 妊婦健康診査	90
(17) 産後ケア事業	90
(18) 乳児等通園支援事業	91

第6章 推進体制 92

1 計画の推進体制	92
(1) 関係機関との連携	92
(2) 計画の達成状況の点検・評価.....	92

資料編 93

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

わが国では、少子化が急速に進行し、労働力人口減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下等の課題が一段と深刻化しつつあります。令和5年の合計特殊出生率(ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数:調査年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもの)は統計開始以来最低の1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少を更新しました。

国は、上記のような状況を受けて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していく包括的な基本法「こども基本法」を令和5年4月に施行するとともに、こども施策の新たな司令塔として「こども家庭庁」を発足させました。さらに、令和5年12月には、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指す、としています。

また、「こども基本法」において、「こども大綱」を勘案したこども計画を作成することが努力義務化されました。こども計画では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや子育て当事者などの意見を反映し、地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況に応じた目標設定が期待されています。

こうした中、周南市では、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく次世代育成支援前期周南市行動計画を、平成22年3月には周南市こどもプラン・次世代育成支援後期周南市行動計画を策定しました。平成27年3月に「周南市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」といいます)を、さらに令和2年3月には「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」といいます)を策定し、こども・子育てに関する施策を積極的に推進してきました。

令和6年度に第2期計画が計画期間の最終年度を迎えることから、同計画の進捗状況や社会環境の変化、本市のこども・若者や子育てを取り巻く現状等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を一層効果的・総合的に推進するため、「周南市こども計画」(以下、「本計画」といいます)を策定しました。

■こども施策を巡る国の動向

「こども基本法」の制定(令和5年4月施行)

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法です。同法は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映などについて定めています。

「こども未来戦略」の策定(令和5年 12 月閣議決定)

①若い世代の所得を増やす②社会全体の構造・意識を変える③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3点を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る、としています。

「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定(令和5年 12 月閣議決定)

地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少している現状で、全てのこどもが、多様な体験活動に触れ、安全で安心して過ごすことができるこどもにとっての居場所となる、こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点や、こどもの居場所づくりに関係するものの責務や役割などについて定めています。

児童福祉法等の一部改正(令和6年4月施行)

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うもので、市区町村における「こども家庭センター」設置(努力義務)や地域子ども・子育て支援事業の充実等を進めていくこととなりました。

子ども・子育て支援法等の改正(令和6年6月以降段階的に施行)

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のため、児童手当の拡充が行われたほか、妊娠・出産時の給付、「こども誰でも通園制度」の創設(保護者が就労していなくても満3歳未満のこどもを保育所等に預けることが可能)、ヤングケアラーへの支援等が盛り込まれました。

2 計画の概要

(1) こども計画とは

こども計画とは、こども基本法に基づき都道府県、市区町村単位で策定する、こども施策についての総合計画です。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

計画の対象は、こども基本法で定義される「心身の発達の過程にあるこども」と「その家庭」とします。その上で、年齢により必要なサポートが途切れないように考慮します。

なお、本計画においては、国の判断基準を踏まえ、法令に根拠がある等特別な場合を除き、平仮名の「こども」という表記で統一します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法の第 10 条に基づく「市町村こども計画」です。同条第2項で、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

(2) 本計画と一体的に策定する計画

こども基本法の第 10 条第5項には、市町村こども計画は、法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができることとされています。

本計画は、次の計画を一体的に策定しています。

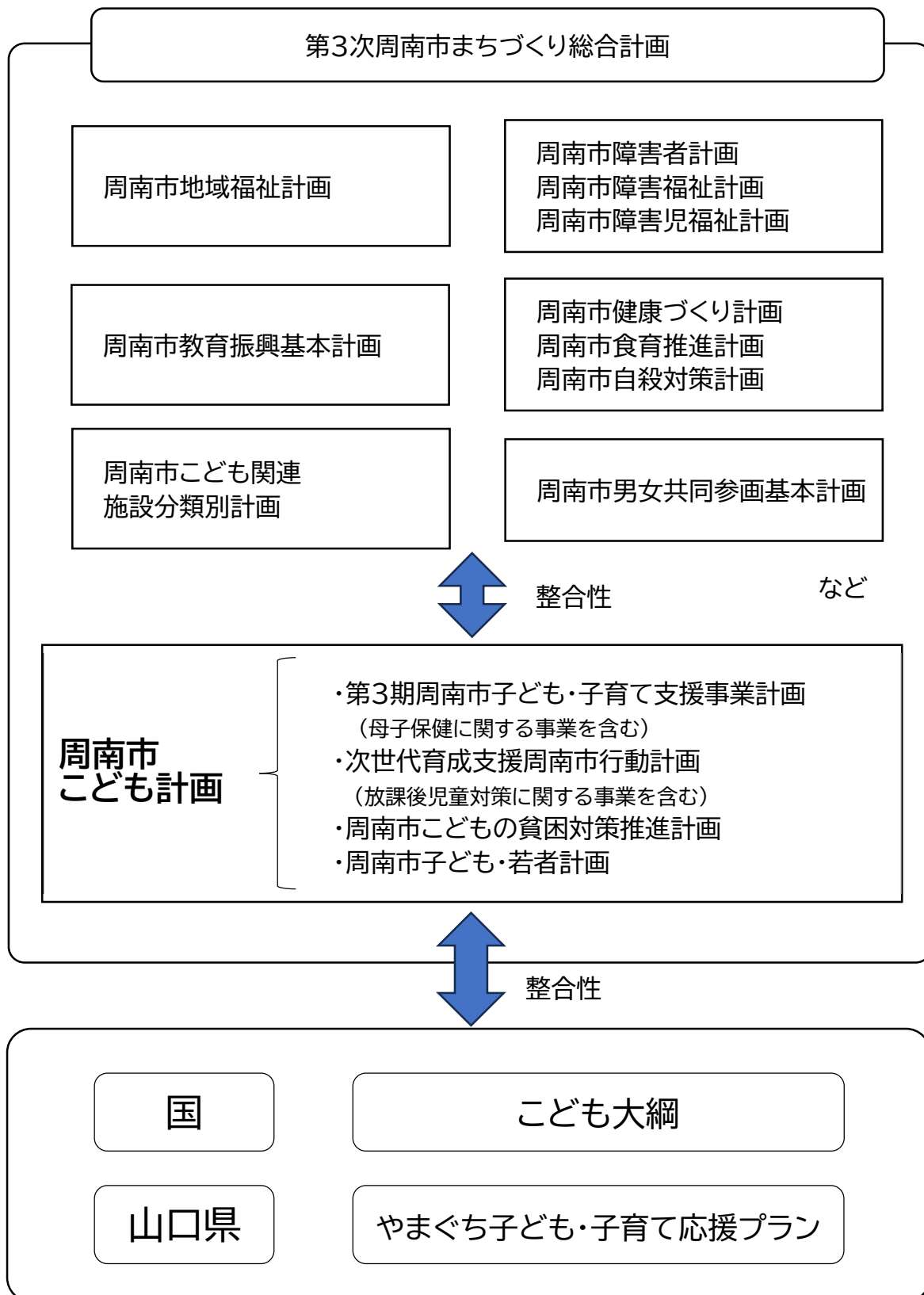
- ・「子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第 61 条)
- ・「次世代育成支援行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ・「こどもの貧困対策推進計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条)
- ・「子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)

第2期計画においては、「周南市母子保健計画」及び「新・放課後子ども総合プラン周南市行動計画」についても、一体的に策定する計画として包含していました。

本計画においては、両計画ともに根拠となる策定指針や計画名称等の変更、新たな通知の発出などの国の方針を加味し、一体的に策定する計画として明記しておりませんが、引き続き、両計画で推進されてきた諸施策を本計画上に展開し、実施してまいります。

(3) 市の各計画との関係

計画の推進にあたっては、市の各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に取り組みます。



4 計画策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民の子育てに関する生活実態や意見・要望を的確に把握し、事業量の見込みの算出やこども施策検討の基礎資料として活用するため、こども・若者や子育て世代、市内の企業及び子育て支援団体に対するアンケート調査を実施しました。また、こども基本法においては、こども施策の策定及び実施に関して、施策の対象となるこども・若者等の意見の反映を求めていることを踏まえ、アンケート調査に加えて、中学生・高校生へのグループインタビューによる意見聴取も実施しました。調査の概要は下表の通りです。

【子ども・子育て支援ニーズ調査】

調査対象	調査期間	調査票配布方法	調査票配布数	調査票回収方法	回収件数	回収率
就学前児童保護者	令和6年1～2月	郵送	2,000 件	郵送もしくは WEB	842 件	42.10%
小学校児童保護者	令和6年1～2月	郵送	2,000 件	郵送もしくは WEB	929 件	46.45%
中学校生徒保護者	令和6年1～2月	郵送	1,000 件	郵送もしくは WEB	437 件	43.70%
小学5・6年生 中学1・2年生	令和6年1～2月	学校にて配布	1,000 件	WEB	938 件	93.80%
市内企業	令和6年1～2月	郵送	50 件	郵送もしくは WEB	20 件	40.00%
市内子育て 支援団体	令和6年1～2月	郵送	158 件	郵送もしくは WEB	114 件	72.15%

【こどもの生活状況調査】

調査対象	調査期間	調査票配布方法	調査票配布数	調査票回収方法	回収件数	回収率
小学5年生保護者	令和6年7～8月	学校にて配布	1,074 件	学校・郵送・WEB の いずれか	588 件	54.75%
中学2年生保護者	令和6年7～8月	学校にて配布	1,134 件	学校・郵送・WEB の いずれか	638 件	56.26%
小学5年生	令和6年7～8月	学校にて配布	1,074 件	学校・郵送・WEB の いずれか	619 件	57.64%
中学2年生	令和6年7～8月	学校にて配布	1,134 件	学校・郵送・WEB の いずれか	592 件	52.20%

【こども・若者の生活状況・意識調査】

調査対象	調査期間	調査票配布方法	調査票配布数	調査票回収方法	回収件数	回収率
16 歳から 30 歳 までの市民	令和6年7～8月	郵送	2,000 件	郵送もしくは WEB	425 件	21.25%

【グループインタビューによる意見聴取】

調査対象	調査期間	調査方法	回数
中学生・高校生	令和6年3月	10～40 人規模のグループインタビュー	計4回

(2) 周南市こども育成支援対策審議会での審議

本計画の策定にあたっては、「周南市こども育成支援対策審議会」を設置し、子ども・子育て支援法第 72 条第1項各号に規定する事項(教育・保育施設の定員設定のあり方や子ども・子育て支援事業計画の内容等)をはじめ、本市のこども・若者・子育て支援に関する事項について幅広く調査、審議しました。

(3) パブリックコメント

計画策定にあたり、計画の案を市のホームページに掲載し、令和7年1月21日から令和7年2月20日までパブリックコメントを実施し、市民の皆さんから多くの意見をいただきました。

第2章 周南市のこども・子育てを取り巻く状況

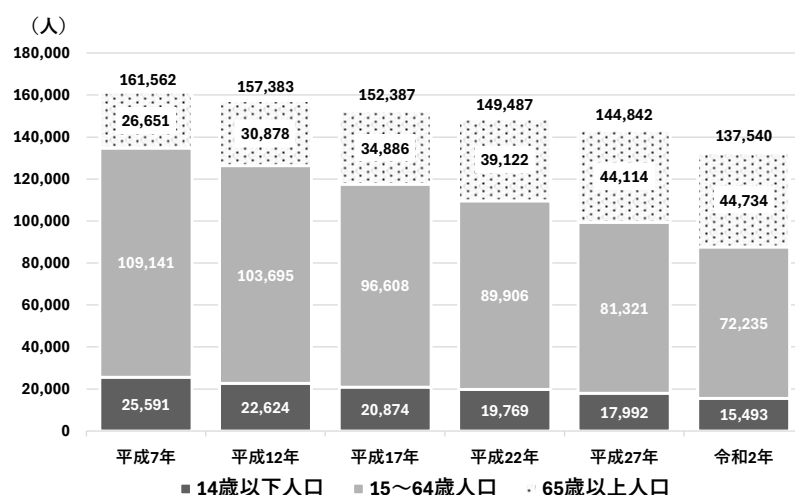
1 人口・世帯等の動向

(1) 総人口・年齢別人口の推移

本市の人口は、令和2年の国勢調査時点で 137,540 人であり、平成7年の 161,562 人に比べ 24,000 人以上の減少となっています。

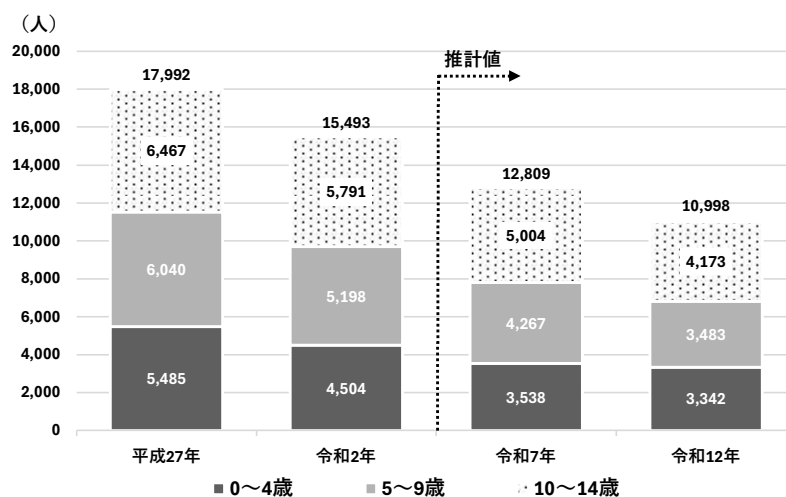
本市の 14 歳以下の年少人口は平成7年からの 25 年間で 10,000 人以上、率にして約 40%減少しています。さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 12 年までの 10 年間で 4,000 人超減少する予測となっています。

【総人口・年齢区分別人口の推移】



(資料)国勢調査(合計は年齢不詳を含む)

【年少人口の推移及び推計】

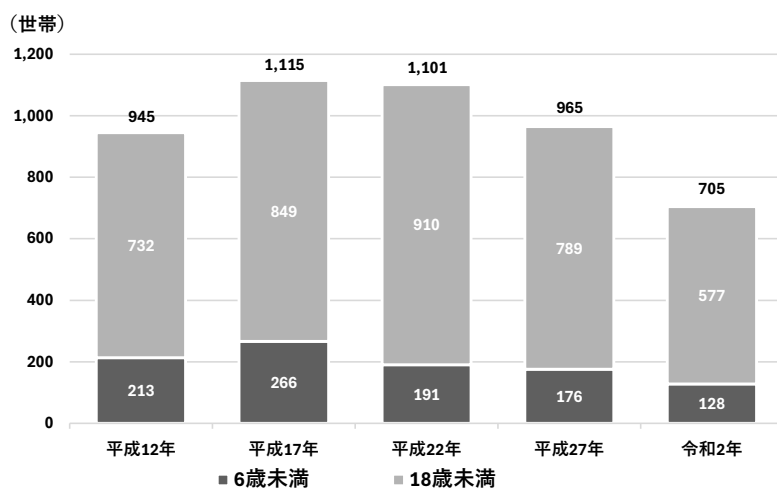


(資料)国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所(令和 5 (2023)年推計)

(2) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭数はおおむね 1,000 世帯前後で推移していましたが、令和2年は平成 27 年と比べて 250 世帯以上減少しています。但し、6歳未満のこどもがいるひとり親家庭は依然として 100 世帯を上回っており、こうした家庭のニーズに即した保育サービスを提供していくとともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実も必要です。

【6歳未満・18歳未満のこどものいるひとり親家庭の推移】

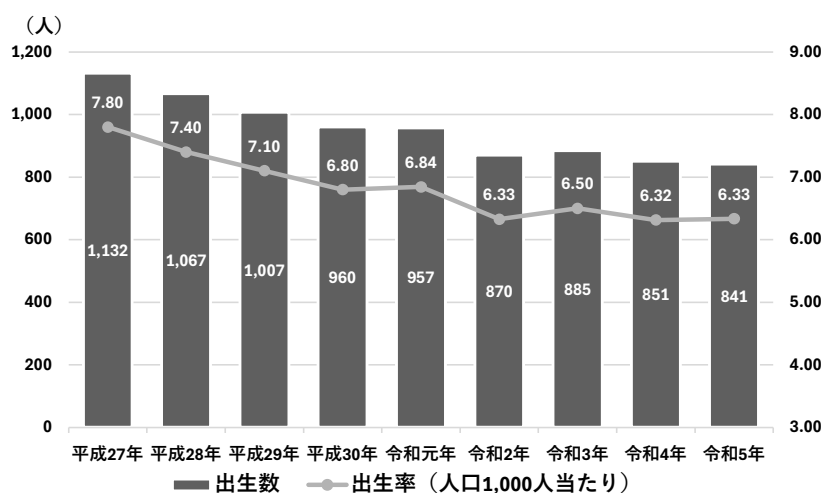


(資料)国勢調査

(3) 出生の動向

本市の出生数は減少傾向で推移しており、令和5年では出生数は 840 人程度、人口 1,000 人当たりの出生率は6人台前半となっています。

【出生数の推移】

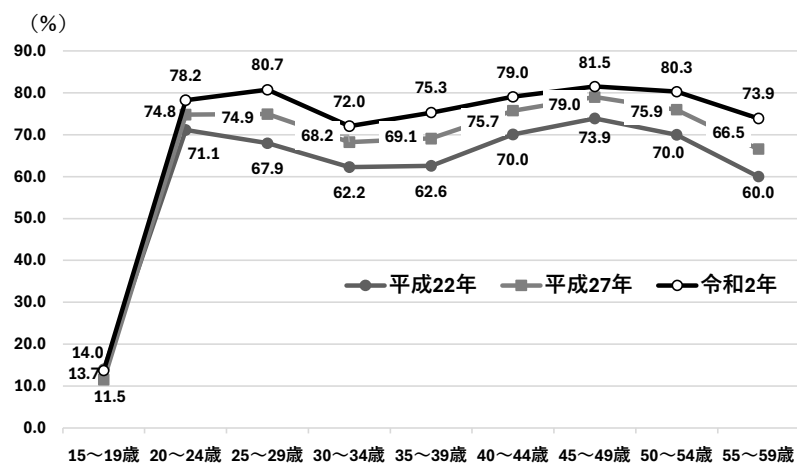


(資料)山口県人口移動統計調査

(4) 女性の就労状況

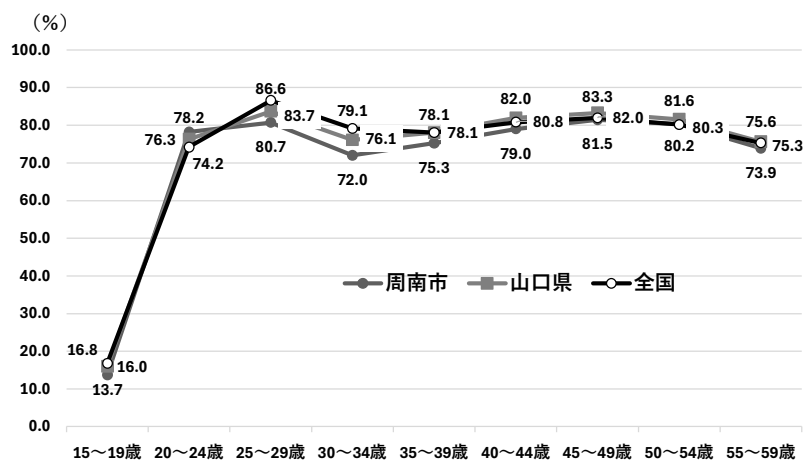
本市の女性の労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口の割合:労働力人口=就業者+完全失業者)は、全国、山口県と同様に 30 歳代で低い値(M字カーブ)を示しています。但し、数値自体は、この5年間で上昇しており、中でも 20 歳代後半と 30 歳代後半は共に6ポイント近い上昇となっています。このため、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

【女性の労働力率の推移】



(資料)国勢調査

【女性の労働力率（令和2年：周南市・山口県・全国）】



(資料)国勢調査

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果

本計画策定の基礎資料とするため、令和6年1月に市内の小学5・6年生、中学 1・2年生の児童生徒、就学前児童・小学校児童・中学校生徒を持つ保護者、並びに市内事業者を対象として「子ども・子育て支援ニーズ調査」(以下、ニーズ調査という)を実施しました。

【就学前児童保護者】

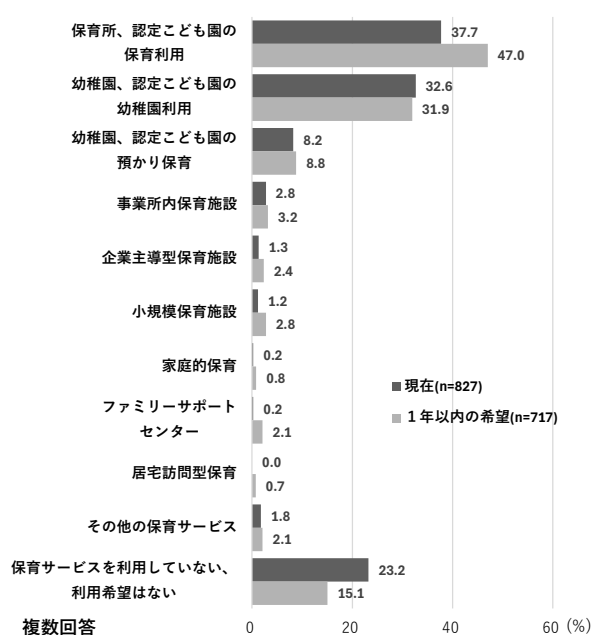
①平日の教育・保育サービス利用

現在の利用、1年以内の希望、共に「保育所、認定こども園の保育利用」が最多で、次いで「幼稚園、認定こども園の幼稚園利用」、「保育サービスを利用していない、利用希望はない」の順となっています。

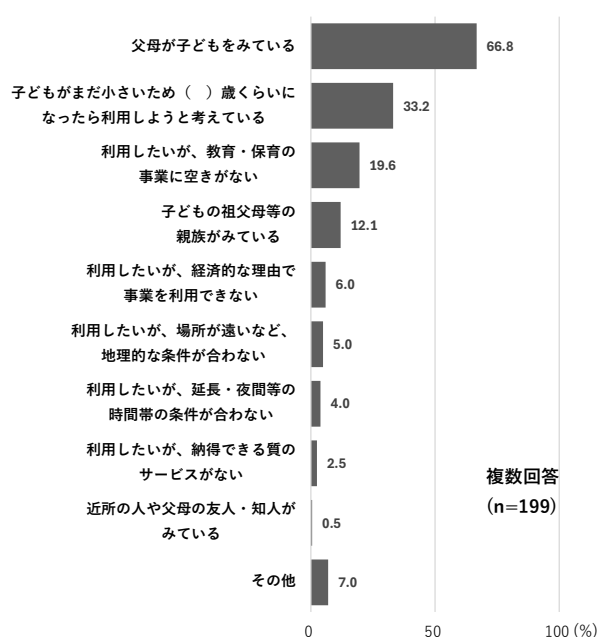
②平日の教育・保育サービスを利用していない理由

サービスを利用していない理由は「父母が子どもをみている」が最多で、次いで「子どもがまだ小さいため()歳くらいになったら利用しようと考えている」、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」の順となっています。

【平日の教育・保育サービス利用】

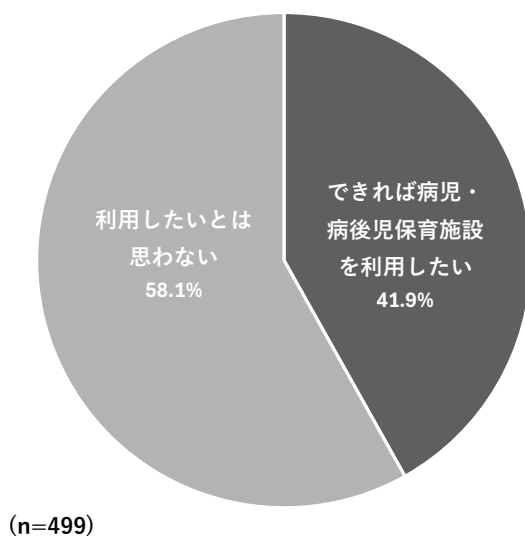


【平日の教育・保育サービスを利用していない理由】



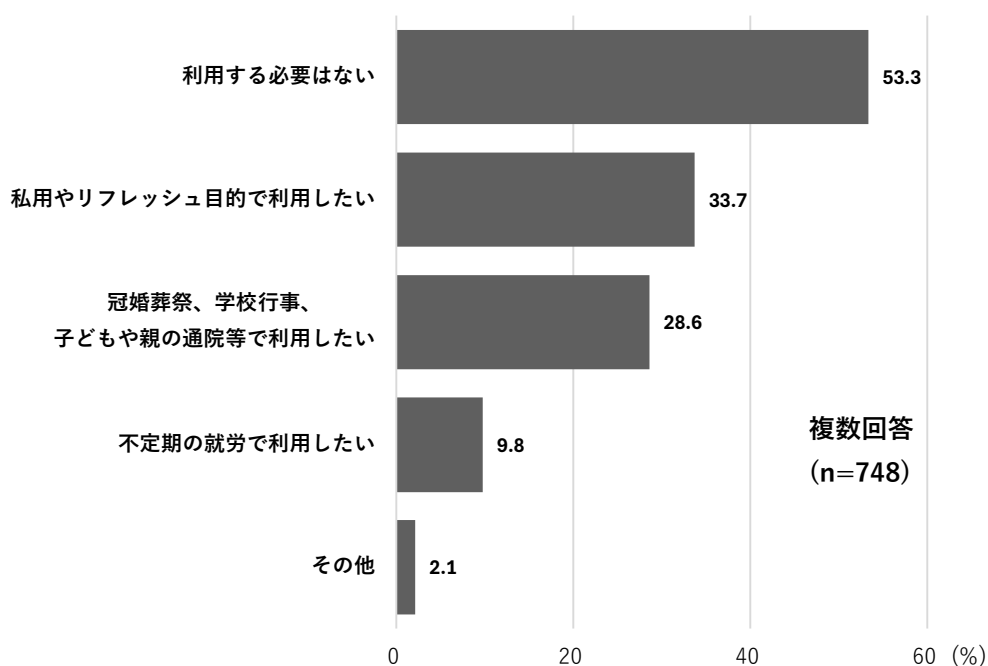
③病児・病後児保育の利用希望

こどもが病気やケガで普段利用している施設やサービスが利用できなかった場合に、「父親、又は母親が休んだ」と回答した人に、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」と思ったか尋ねたところ、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が4割台となっています。



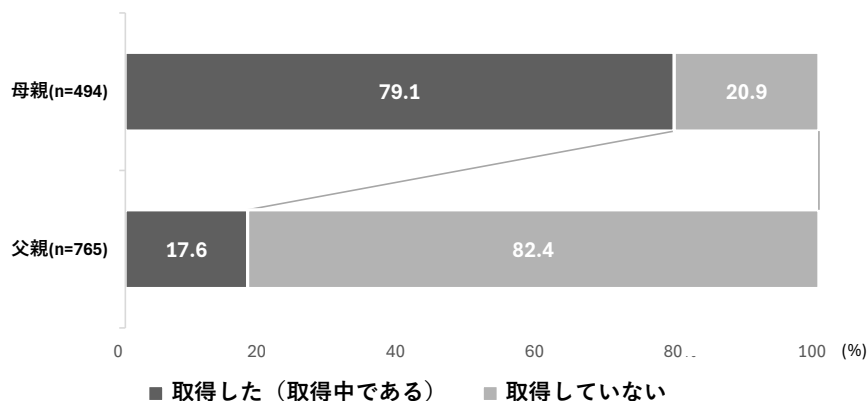
④不定期にこどもを預けるサービスの利用希望

こどもについて、私用、リフレッシュ、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるか尋ねたところ、「利用する必要はない」が最多でしたが、利用の必要ありと回答した人の目的では「私用やリフレッシュ目的で利用したい」が最多で、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等で利用したい」、「不定期の就労で利用したい」の順となっています。



⑤育児休業取得状況

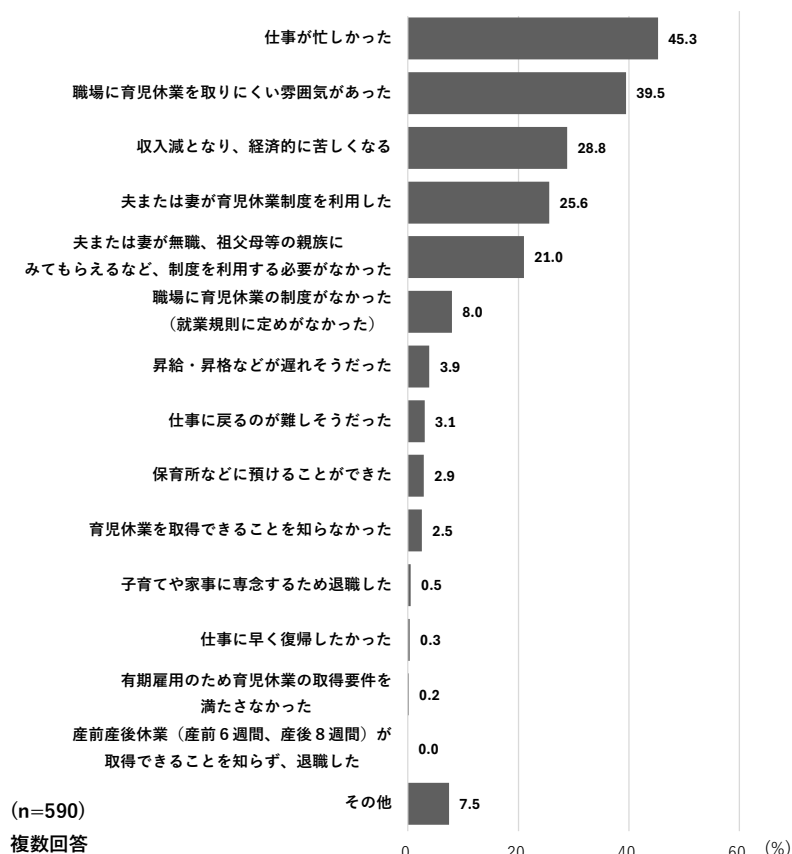
育児休業の取得状況について、こどもが生まれたときに「働いていなかった」と回答した人以外で集計したところ、「取得した（取得中である）」の割合は母親がほぼ8割、父親が1割台後半となっており、父親の取得者の割合は母親の2割台に過ぎません。



⑥育児休業を取得していない理由

母親が育児休業を取得していない理由は「子育てや家事に専念するため退職した」が最多で、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の順となっています。一方、父親が育児休業を取得していない理由は「仕事が忙しかった」が最多で、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の順となっています。

【父親が育児休業を取得していない理由】

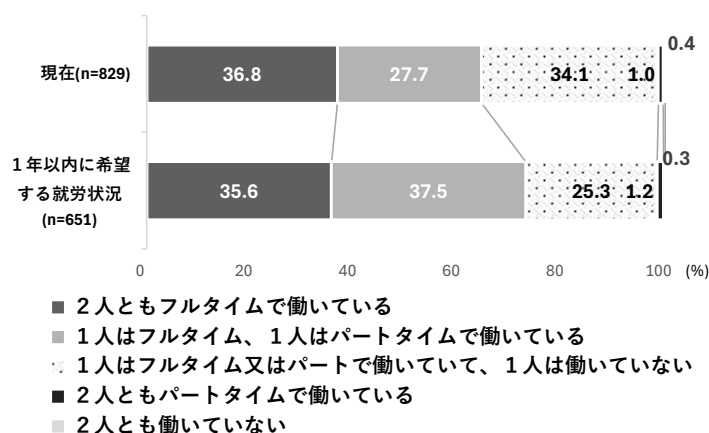


【就学前児童・小学生・中学生保護者(共通)】

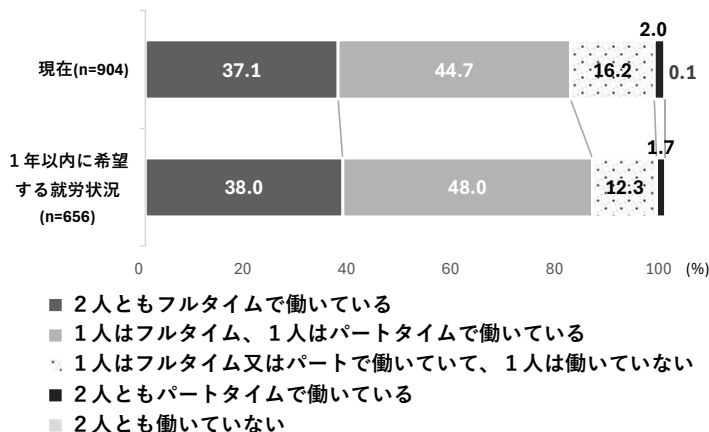
①保護者の就労状況

保護者の現在及び1年以内に希望する就労状況について尋ねたところ、現在「2人ともフルタイムで働いている」のは、就学前児童保護者、小学生保護者及び中学生保護者において3割台後半～4割台前半となっています。また、「1人はフルタイム又はパートで働いていて、1人は働いていない」という回答は、就学前児童保護者において3割台と、小学生保護者や中学生保護者を大きく上回っており、1年後に希望する就労状況の回答を見ても、就学前児童保護者はこの回答が小学生保護者や中学生保護者よりも多くなっています。

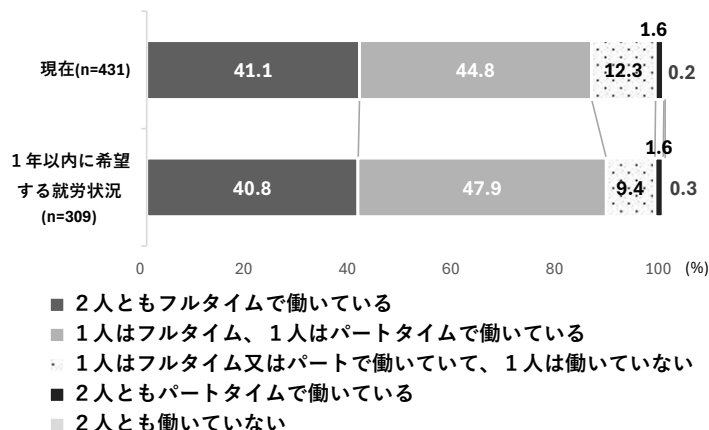
【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

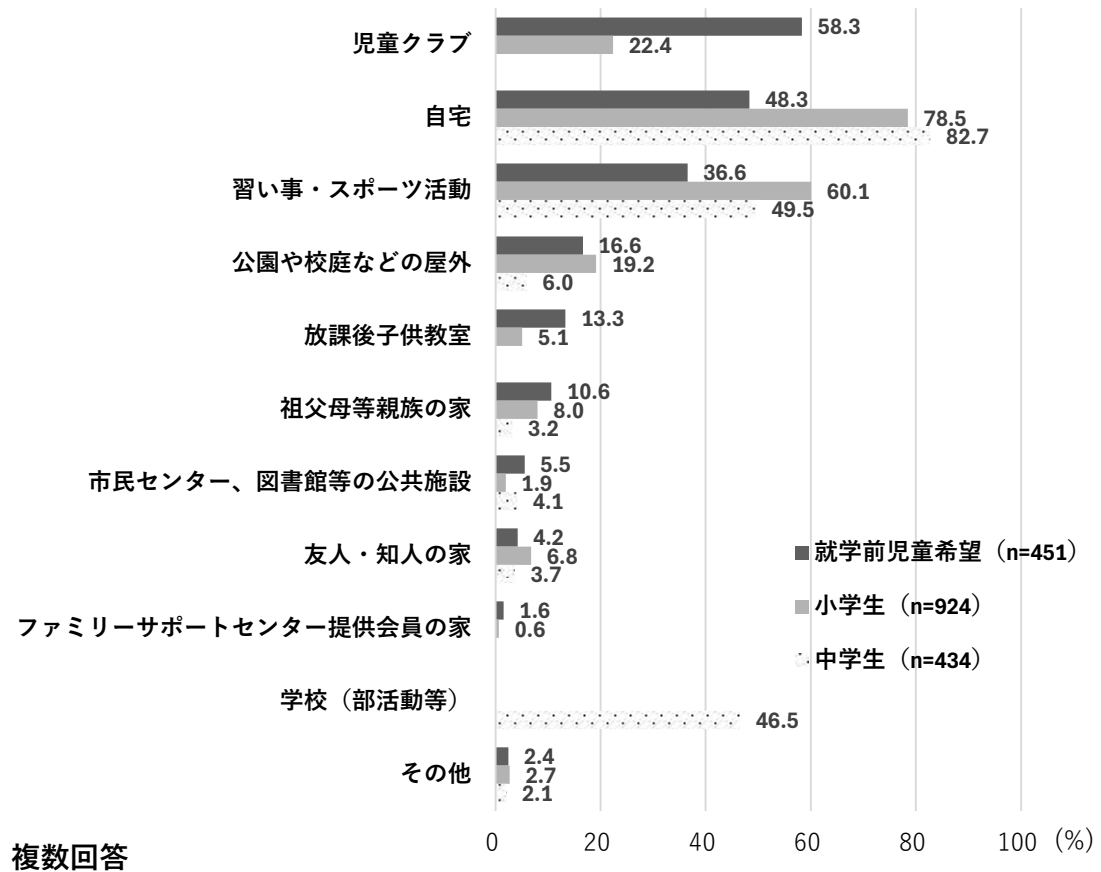


【中学生保護者】



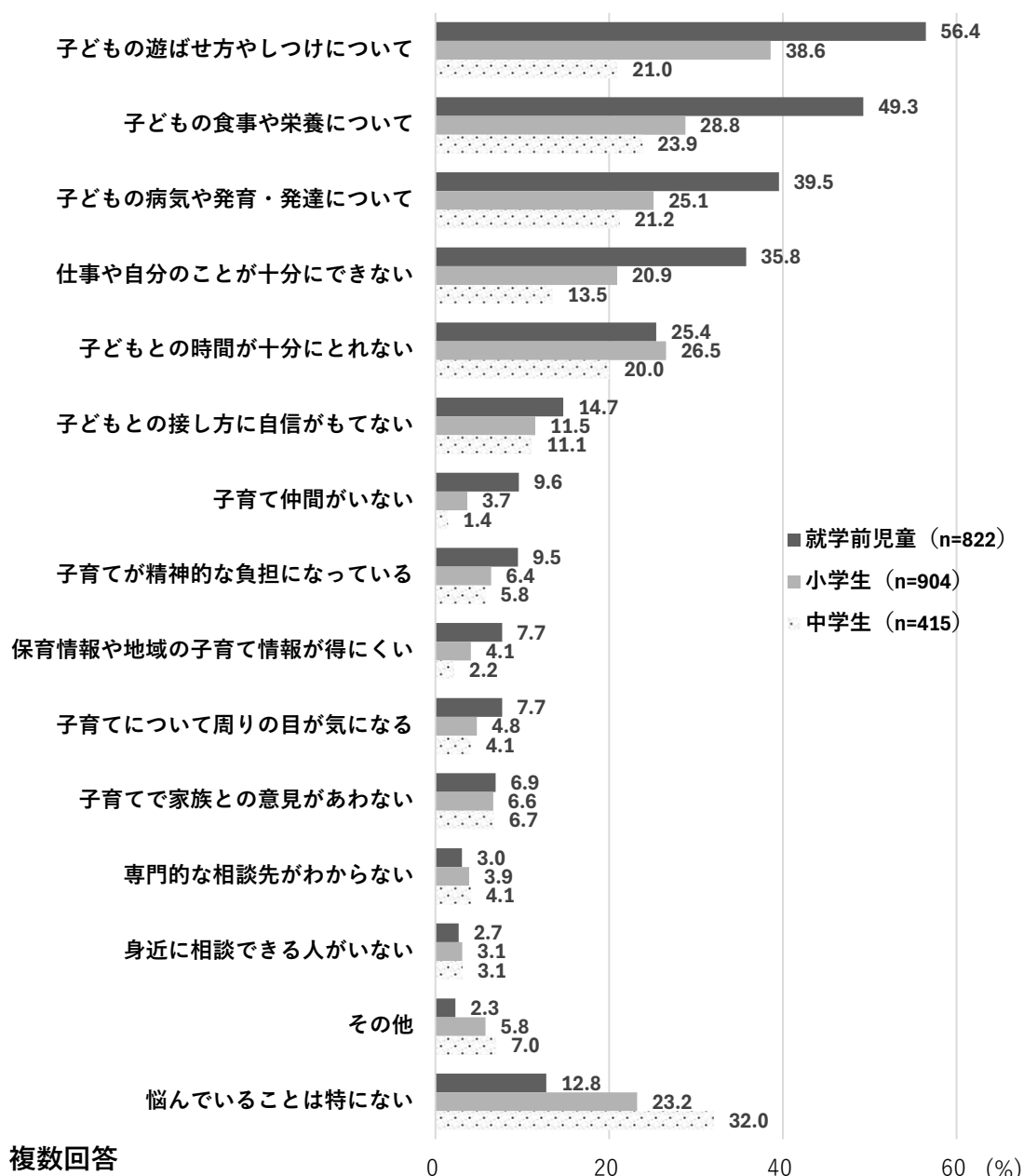
②放課後の過ごし方

放課後の過ごし方について尋ねたところ、就学前児童保護者における小学校入学後の希望は「児童クラブ」が最多で、次いで「自宅」、「習い事・スポーツ活動」の順となっています。また、小学生保護者は「自宅」が最多で、次いで「習い事・スポーツ活動」、「児童クラブ」の順となっています。中学生保護者も「自宅」が最多で、次いで「習い事・スポーツ活動」、「学校（部活動等）」の順となっています。



③子育てで悩んでいること等

子育てで悩んでいること等については、就学前児童保護者は「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が最多で、次いで「子どもの食事や栄養について」、「子どもの病気や発育・発達について」の順となっています。また、小学生保護者は「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が最多で、次いで「子どもの食事や栄養について」、「子どもとの時間が十分にとれない」の順となっています。一方、中学生保護者は「悩んでいることは特にない」が最多で、次いで「子どもの食事や栄養について」、「子どもの病気や発育について」の順となっています。

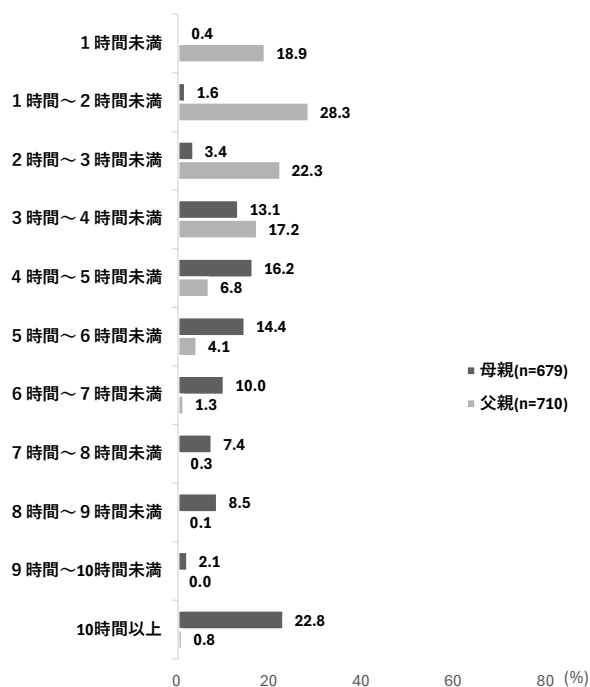


* 選択肢「子どもの病気や発育・発達について」：中学生保護者は「発達」を除く

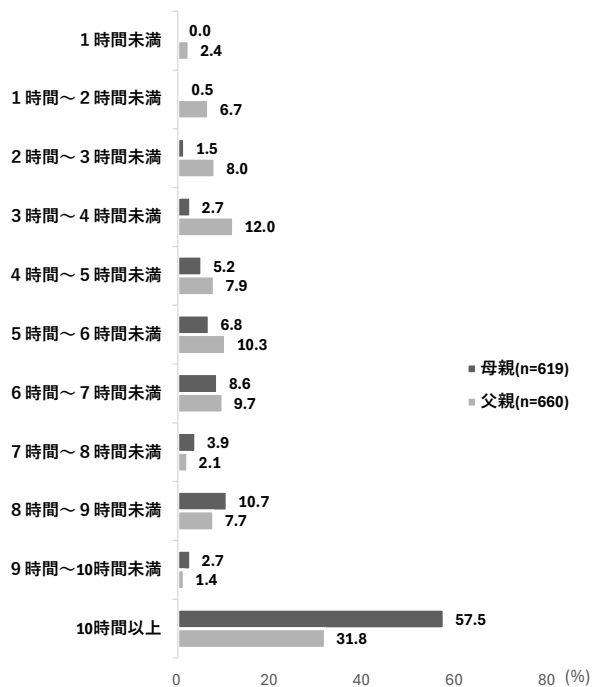
④平日・休日の育児時間と育児以外の家事時間

育児時間や育児以外の家事時間について尋ねたところ、平日・休日共に母親と父親で大きな格差が存在します。

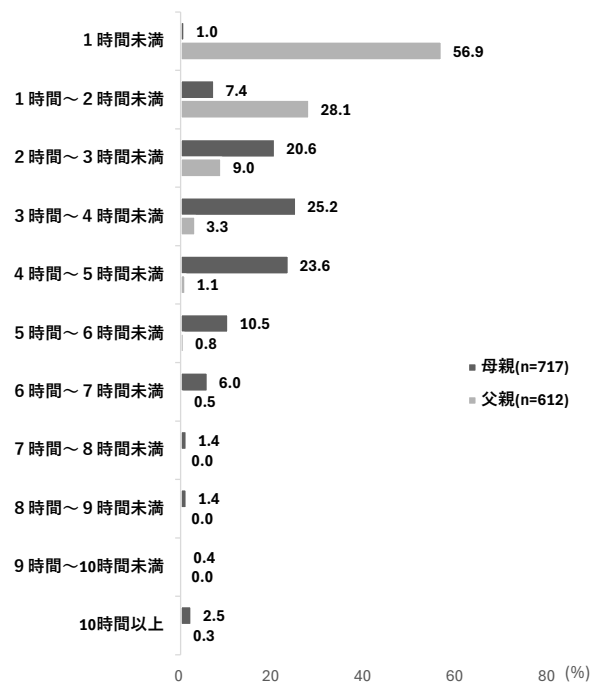
【就学前児童保護者：平日の育児時間】



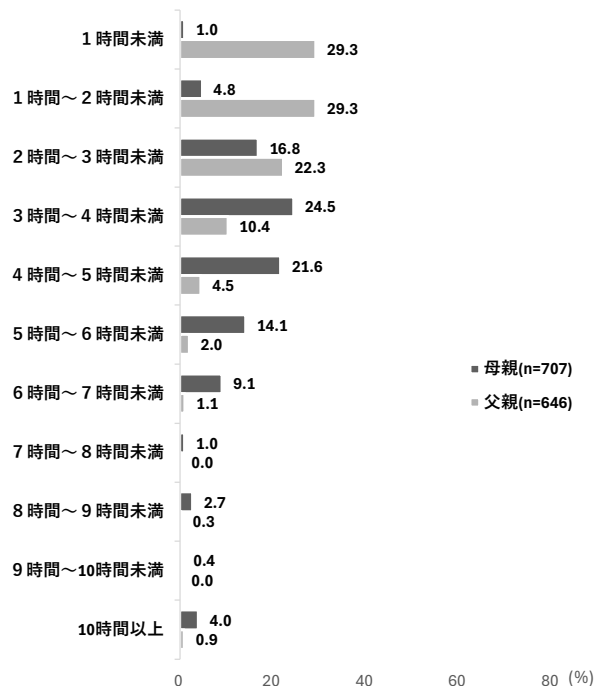
【就学前児童保護者：休日の育児時間】



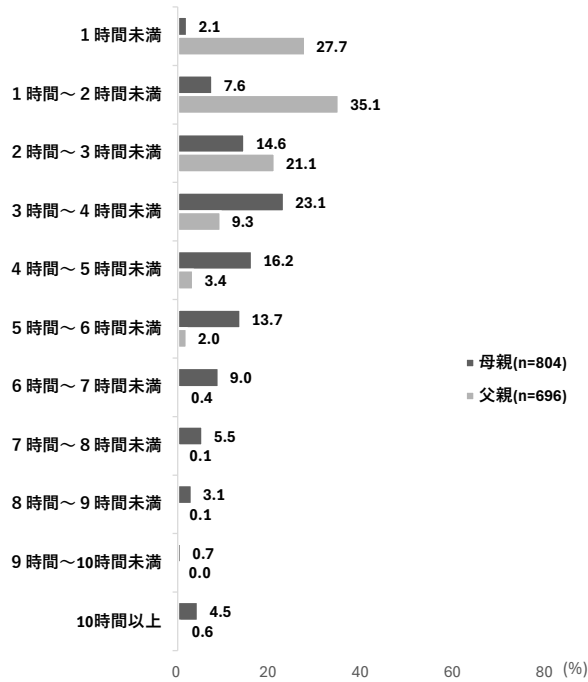
【就学前児童保護者：平日の育児以外の家事時間】



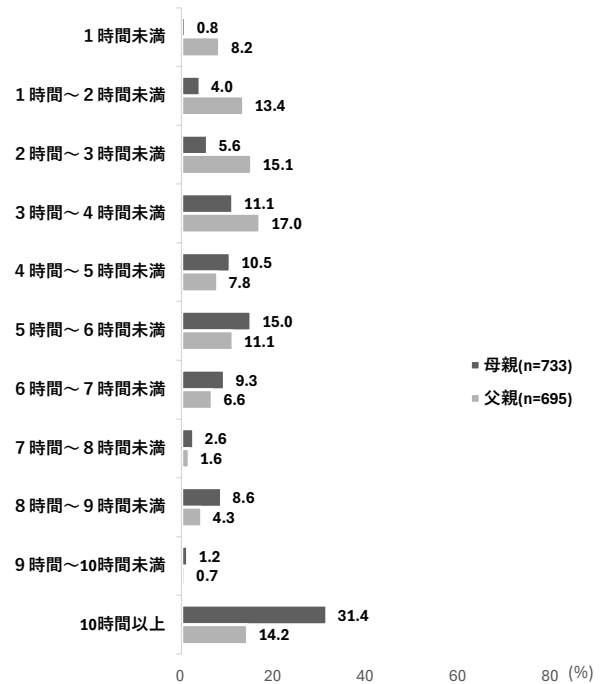
【就学前児童保護者：休日の育児以外の家事時間】



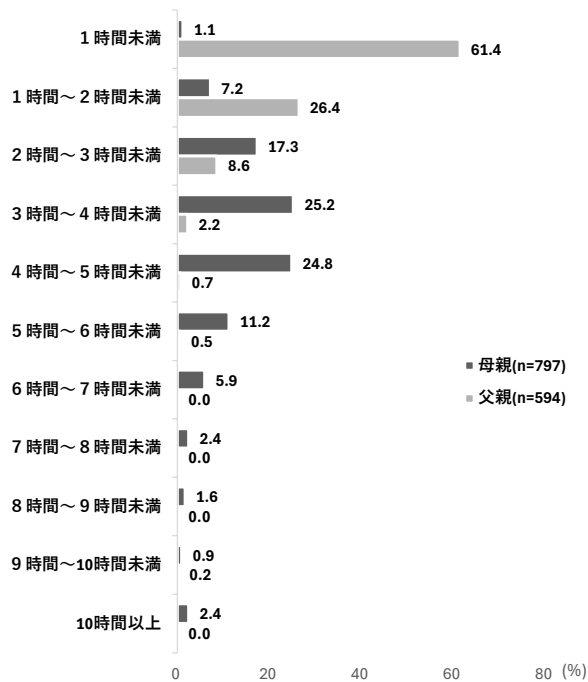
【小学生保護者：平日の育児時間】



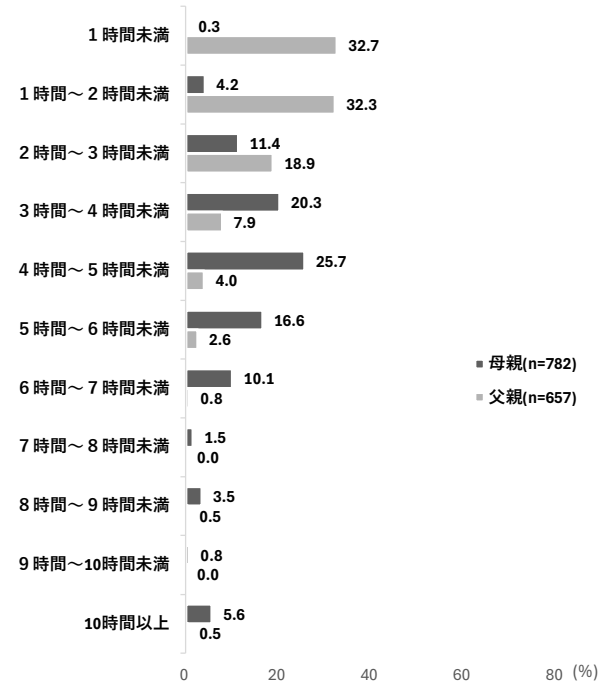
【小学生保護者：休日の育児時間】



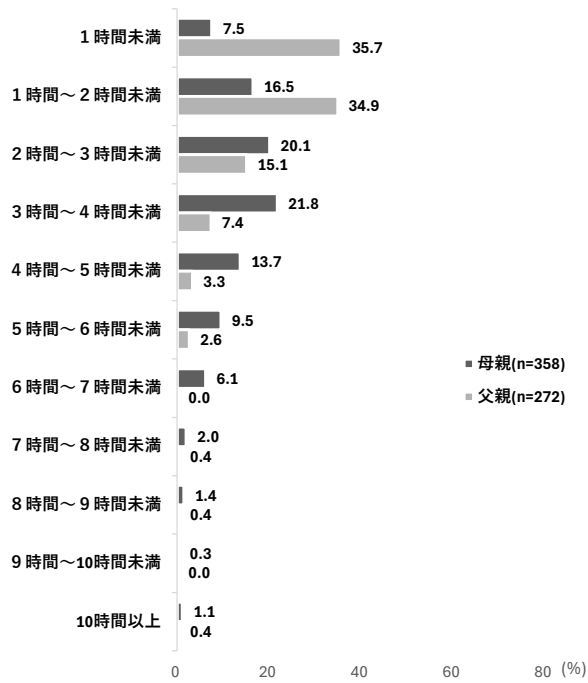
【小学生保護者：平日の育児以外の家事時間】



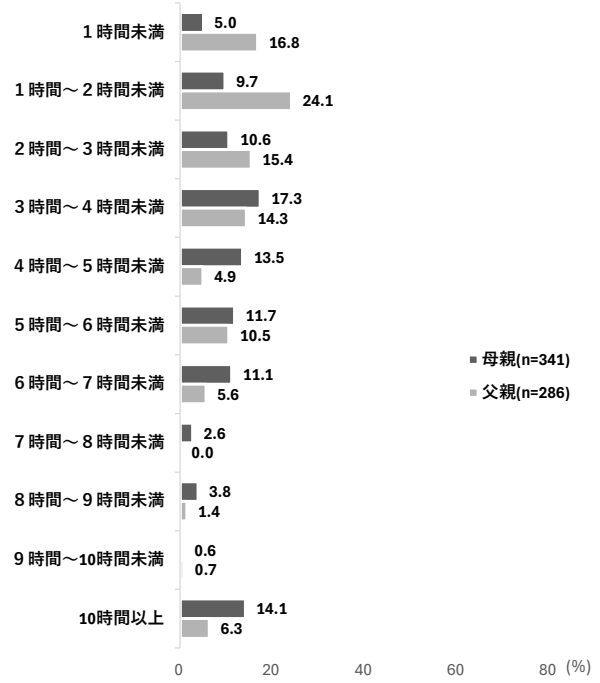
【小学生保護者：休日の育児以外の家事時間】



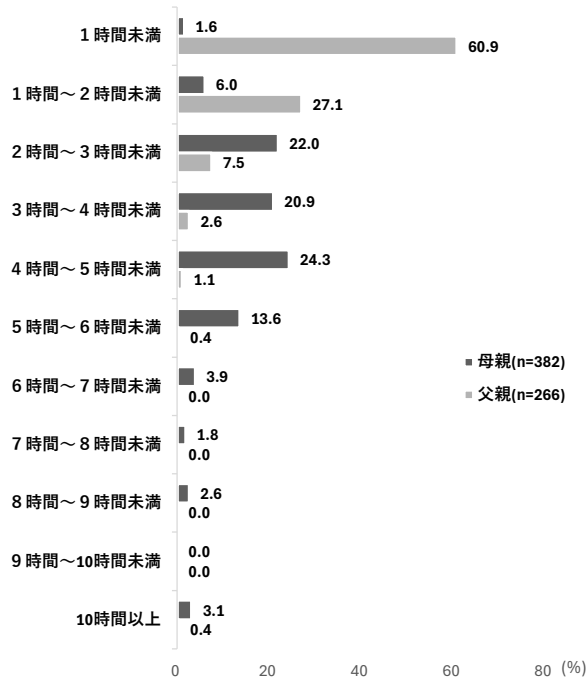
【中学生保護者：平日の育児時間】



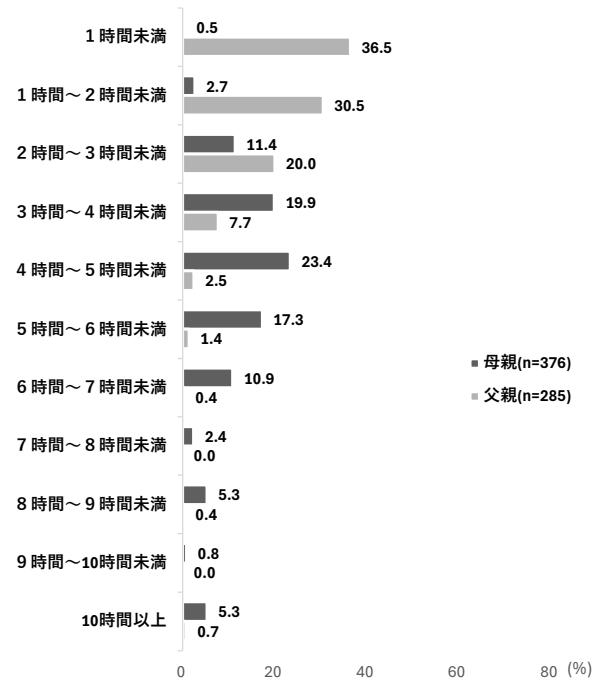
【中学生保護者：休日の育児時間】



【中学生保護者：平日の育児以外の家事時間】

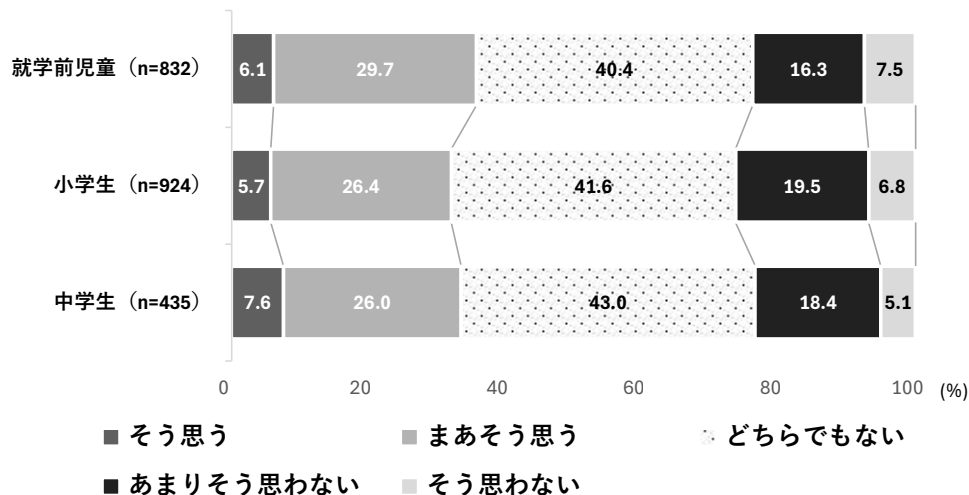


【中学生保護者：休日の育児以外の家事時間】



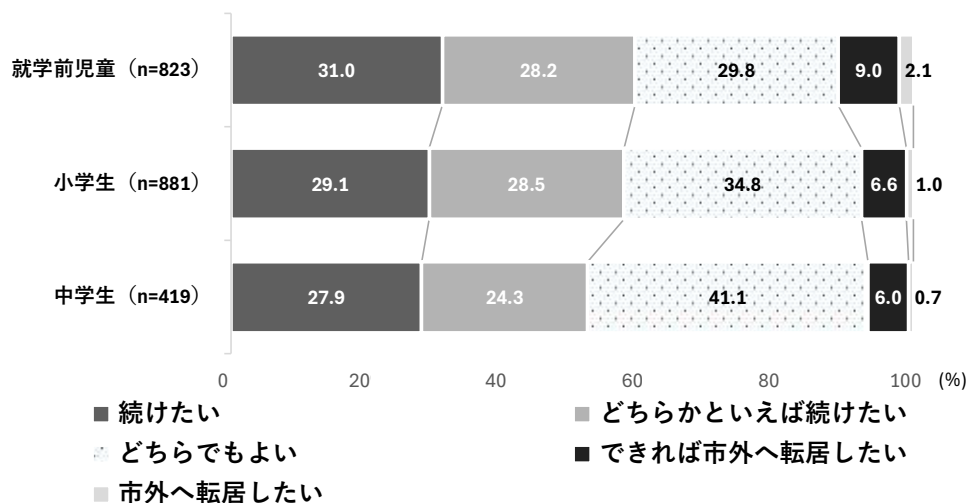
⑤周南市は子育てしやすいまちか

周南市は子育てしやすいまちかについて尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者及び中学生保護者のいずれも『そう思う』(「そう思う」+「まあそう思う」)が『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)を上回りました。



⑥今後も周南市で子育てしたいか

今後も周南市で子育てしたいかについて尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者及び中学生保護者のいずれも『続けたい』(「続けたい」+「どちらかといえば続けたい」)が『転居したい』(「できれば市外へ転居したい」+「市外へ転居したい」)を上回りました。

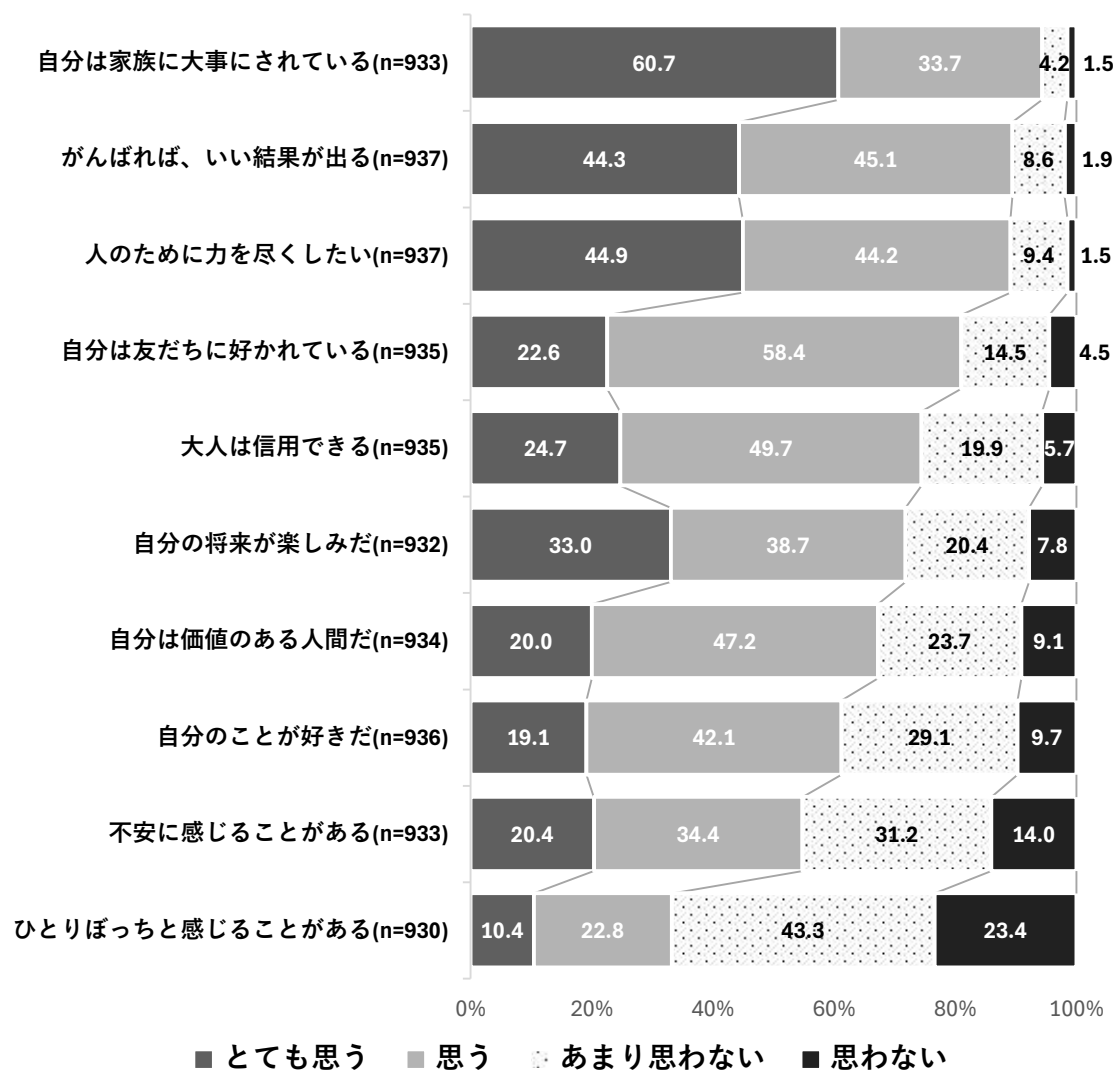


『転居したい』と回答した人に、周南市で子育てを続けるために大切なことを尋ねたところ、就学前児童保護者は「公園など子どもが遊べる環境」が最多で、次いで「子育てに配慮された設備やサービス」、「保育・教育の充実」の順となっています。また、小学生保護者は「保育・教育の充実」が最多で、次いで「子育て世帯への住宅支援」、「子育てに配慮された設備やサービス」の順となっています。一方、中学生保護者は「子育てに配慮された設備やサービス」、「保育・教育の充実」及び「子育て世帯への住宅支援」が同率で最多となっています。

【小学5・6年生及び中学1・2年生】

①あなたの気持ち

様々な項目に関する自分の気持ちについて尋ねたところ、『思う』(「とても思う」+「思う」)の割合の高い項目上位3件は、“自分は家族に大事にされている”、“がんばれば、いい結果が出る”、“人のために力を尽くしたい”となっています。



自分の居場所について尋ねたところ、『思う』(「そう思う」+「どちらかというと思う」)の割合の高い項目上位3件は、“自分の部屋”、“家庭(祖父母・親せきの家を含む)”、“学校”となっています。



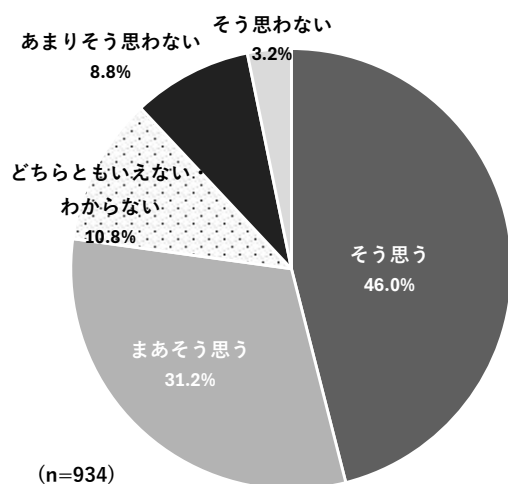
③周南市は生活しやすいまちだと思うか

「周南市は生活しやすいまちだと思うか」について尋ねたところ、「そう思う」が最多で、これに続く「まあそう思う」を合わせた割合はほぼ8割となっています。

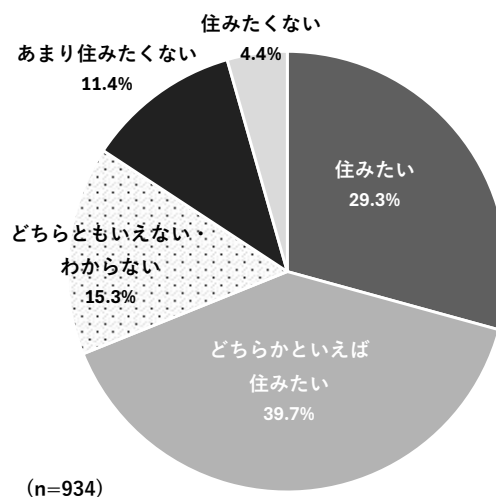
④今後もこのまちに住みたいか

「今後もこのまちに住みたいか」について尋ねたところ、「どちらかといえば住みたい」が最多で、これに続く「住みたい」を合わせた割合はほぼ7割となっています。

【周南市は生活しやすいまちだと思うか】

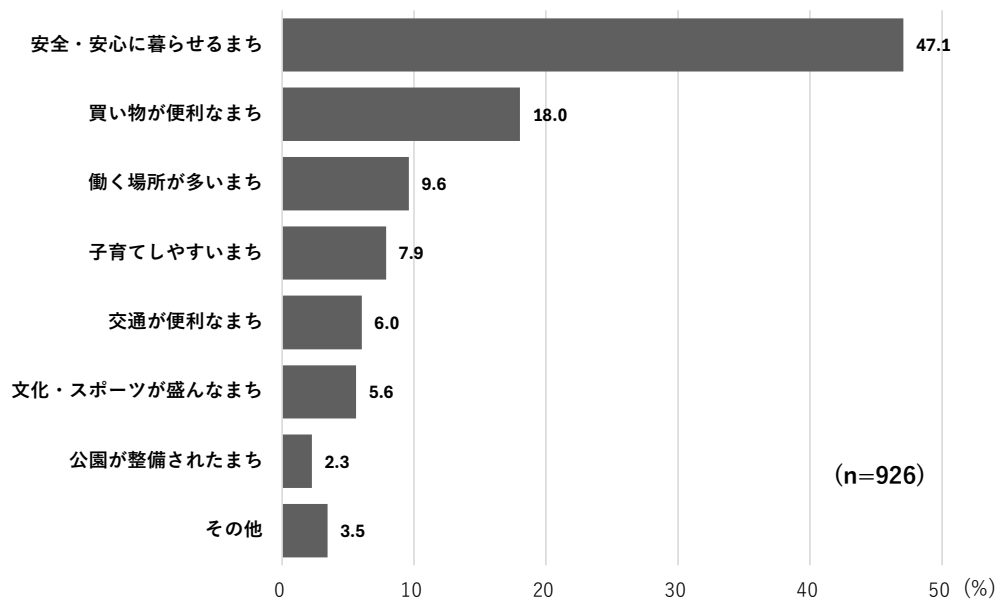


【今後もこのまちに住みたいか】



⑤どのようなまちであれば住みたいか

「どのようなまちであれば住みたいか」について尋ねたところ、「安全・安心に暮らせるまち」が最多で、次いで「買い物が便利なまち」、「働く場所が多いまち」の順となっています。



【市内企業】

①法律に基づく産休・育休等の制度整備状況

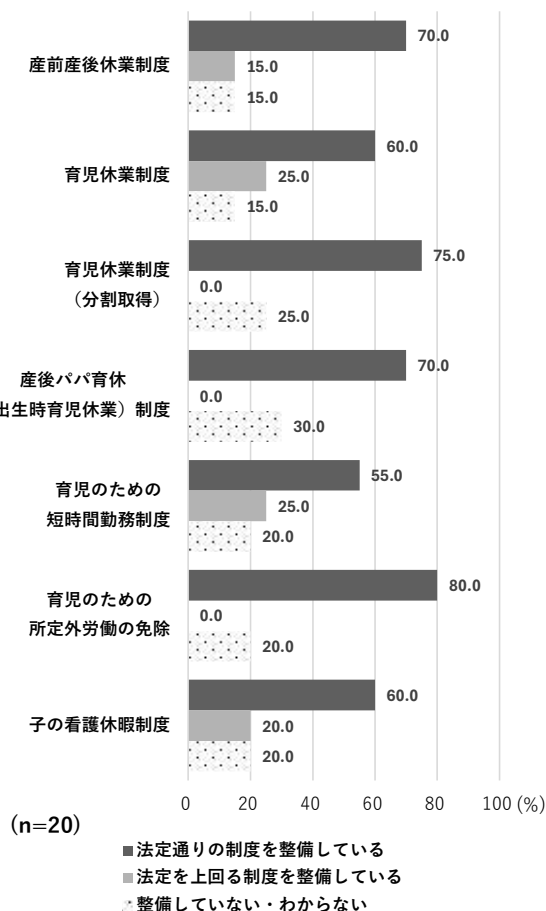
法律に基づく各種制度の整備状況について尋ねたところ、「法定通りの制度を整備している」の割合が最も高いのは“育児のための所定外労働の免除”、「法定を上回る制度を整備している」の割合が最も高いのは“育児休業制度”と“育児のための短時間勤務制度”、「整備していない・わからない」の割合が最も高いのは“産後パパ育休(出生時育児休業)制度”となっています。

②仕事と育児の両立のための制度導入・利用状況

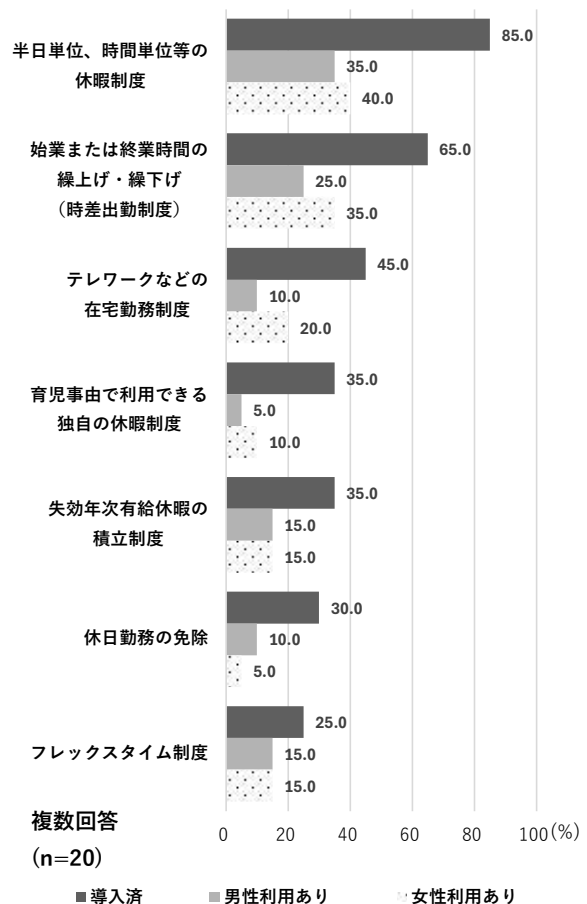
仕事と育児の両立のための制度に関して尋ねたところ、「導入済」と「男性利用あり」「女性利用あり」のいずれも、割合が最も高いのは“半日単位、時間単位等の休暇制度”となっています。

*利用あり:令和5年(1月1日～12月31日)で育児目的の利用者がいる制度

【法律に基づく産休・育休等の
制度整備状況】

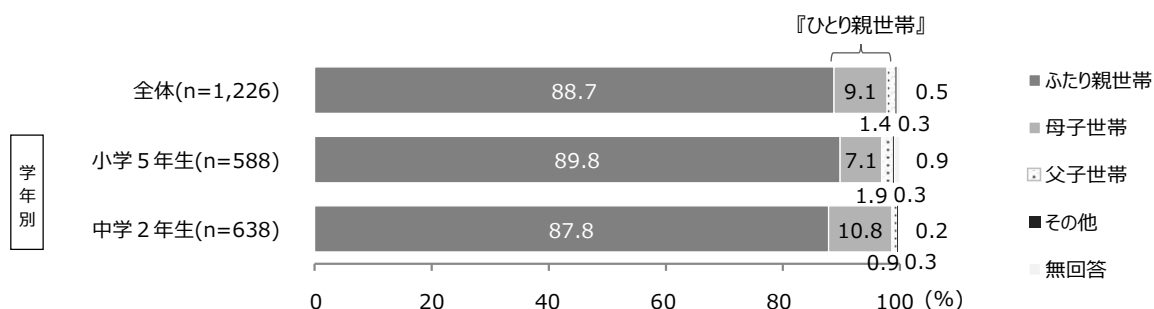


【仕事と育児の両立のための
制度導入・利用状況】



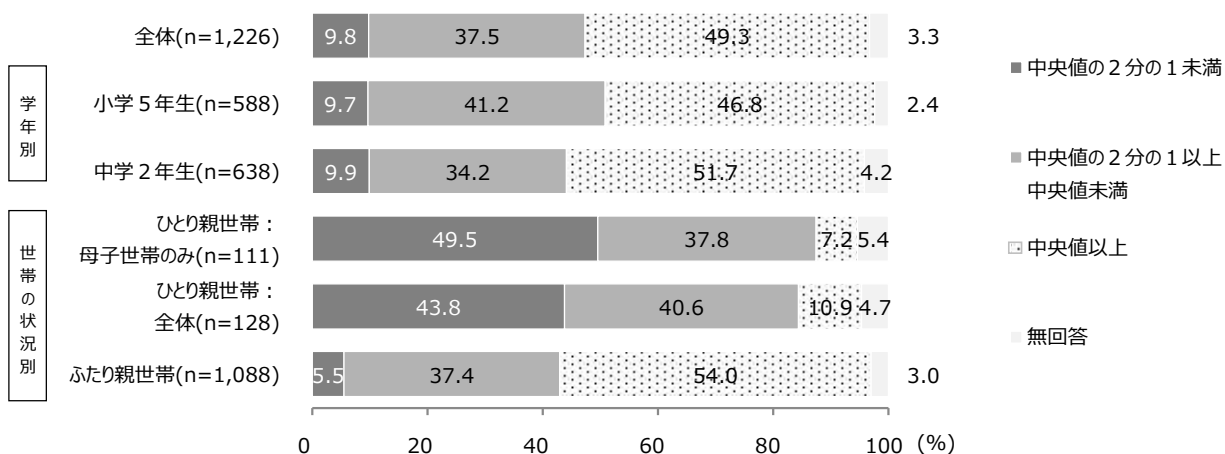
(2) こどもの生活状況調査結果

本計画策定の基礎資料とするため、令和6年7月に市内に所在する小学校、中学校に在籍している小学5年生、中学2年生の児童生徒並びにその保護者を対象として「こどもの生活状況調査」を実施しました。回答者の世帯の状況は以下の通りです。



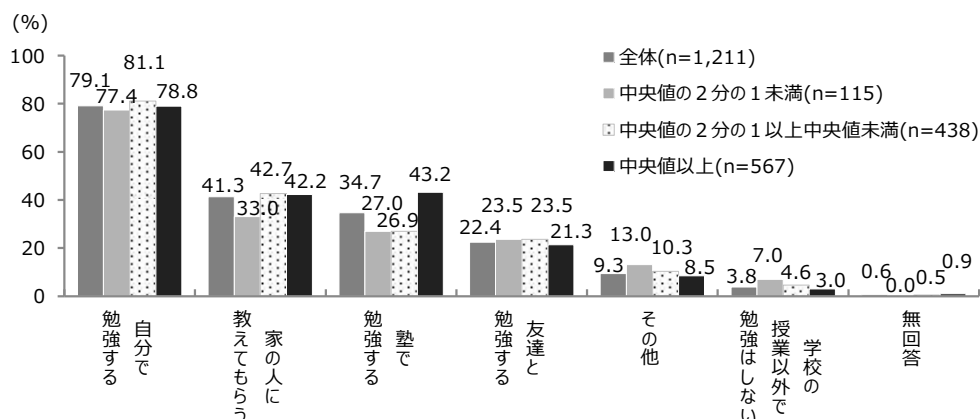
世帯収入の問で回答した選択肢の中央値をその世帯の収入の値とし、同居人数の平方根をとったもので除し「等価世帯収入」を算出しました。その中央値(325 万円)を求め、中央値未満か否か、中央値の2分の1未満か否かで3項目に分類して、本調査の分析を行いました。

等価世帯収入を学年別、世帯の状況別でみると以下の通りです。



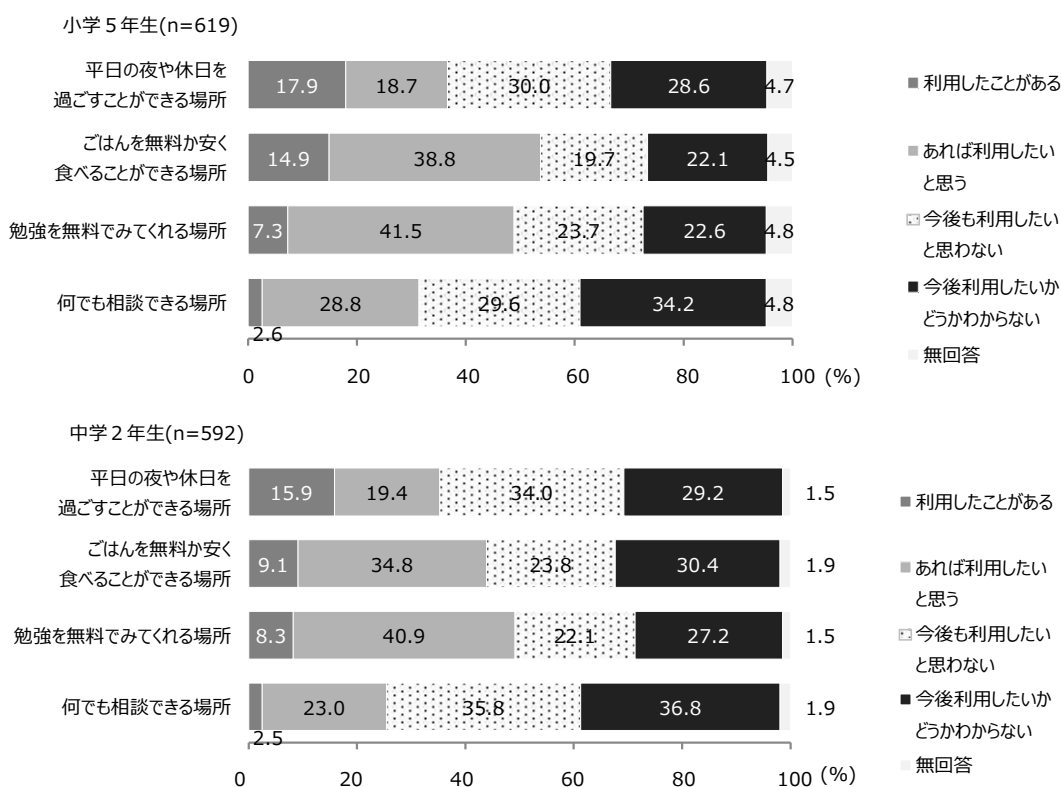
①授業以外での勉強の仕方(等価世帯収入の水準別)

こども自身の授業以外での勉強の仕方について、等価世帯収入の水準別にみると、「自分で勉強する」との回答は全ての世帯で8割前後ですが、「家の人に教えてもらう」との回答は中央値の2分の1未満の世帯で33.0%と他の世帯に比べ低く、「塾で勉強する」との回答は中央値の2分の1未満の世帯で27.0%と中央値以上の世帯に比べ低くなっています。



②支援場所の利用状況(学年別)

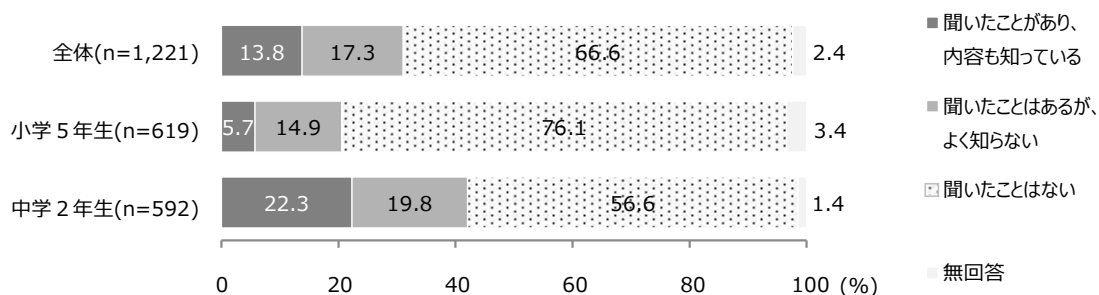
こども自身の支援場所の利用状況について、小学5年生、中学2年生いずれの学年でも、「利用したことがある」との回答は「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」の項目で1割台、「あれば利用したいと思う」との回答は「ごはんを無料か安く食べることができる場所」の項目で3割台、「勉強を無料でみてくれる場所」の項目で4割台となっています。



③ヤングケアラーの認知状況(学年別)

こども自身のヤングケアラーの認知状況について、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」との回答が13.8%、「聞いたことはあるが、よく知らない」との回答が17.3%、「聞いたことはない」との回答が66.6%となっています。

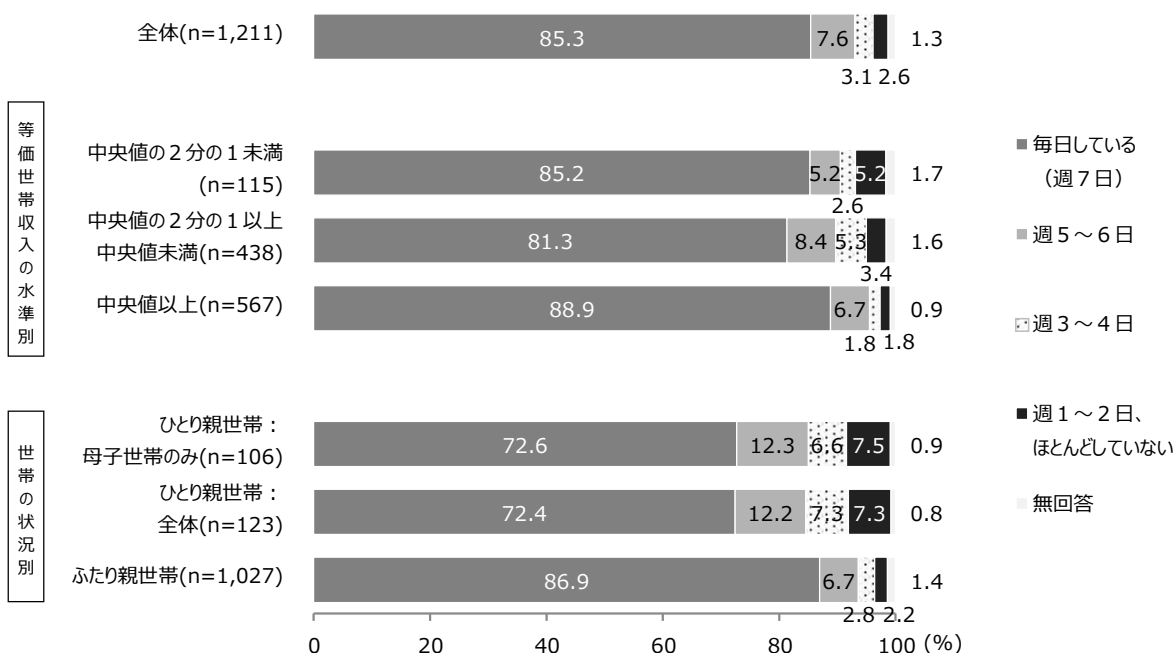
小学5年生では、「聞いたことはない」との回答が76.1%と高く、中学2年生では、「聞いたことがあり、内容も知っている」との回答が22.3%と高くなっています。



④朝食をとる頻度(等価世帯収入の水準別・世帯の状況別)

こども自身の朝食をとる頻度について、「毎日している」との回答は全体で85.3%となっており、等価世帯収入の水準による大きな差はみられません。

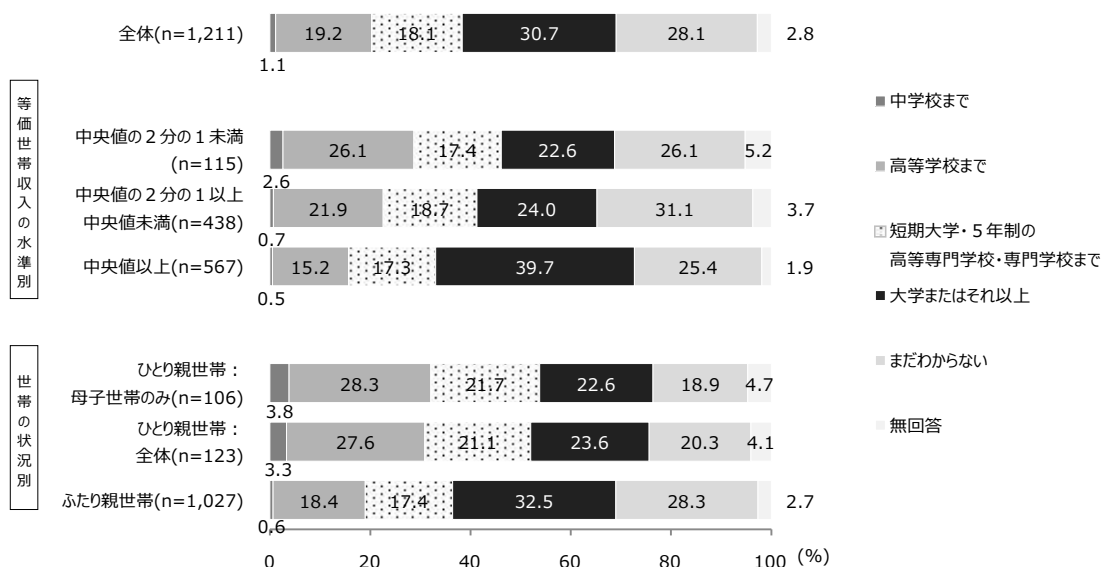
世帯の状況別にみると、「毎日している」との回答はひとり親世帯母子世帯のみで72.6%、ひとり親世帯全体で72.4%と低く、「週5～6日」、「週1～2日、ほとんどしていない」との回答はひとり親世帯で高くなっています。



⑤子ども自身が希望する最終学歴(等価世帯収入の水準別・世帯の状況別)

子ども自身が希望する最終学歴について、「大学またはそれ以上」(30.7%)、「高等学校まで」(19.2%)、「短期大学・5年制の高等専門学校・専門学校まで」(18.1%)が上位となっています。

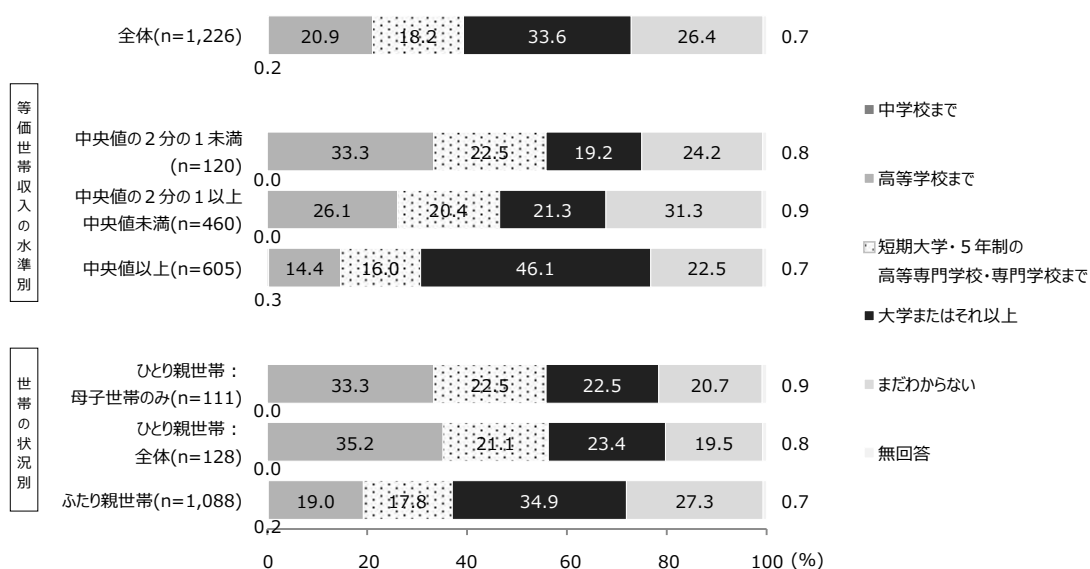
「高等学校まで」との回答は等価世帯収入の水準が低いほど高く、またひとり親世帯で高くなっています。「大学またはそれ以上」との回答は等価世帯収入の水準が高いほど高く、またふたり親世帯で高くなっています。



⑥保護者が想定しているこどもの最終学歴(等価世帯収入の水準別・世帯の状況別)

保護者が想定しているこどもの最終学歴について、「大学またはそれ以上」(33.6%)、「高等学校まで」(20.9%)、「短期大学・5年制の高等専門学校・専門学校まで」(18.2%)が上位となっています。

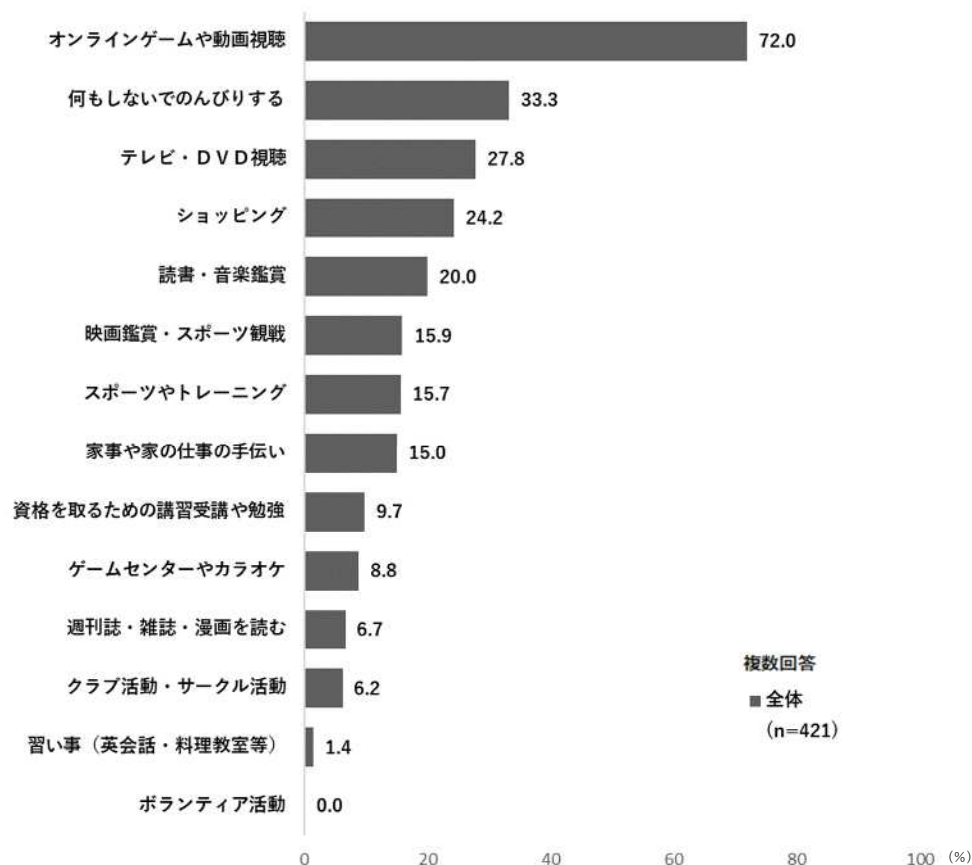
全体、等価世帯収入の水準別、世帯の状況別のいずれにおいても、子ども自身が希望する最終学歴と同様の傾向となっています。



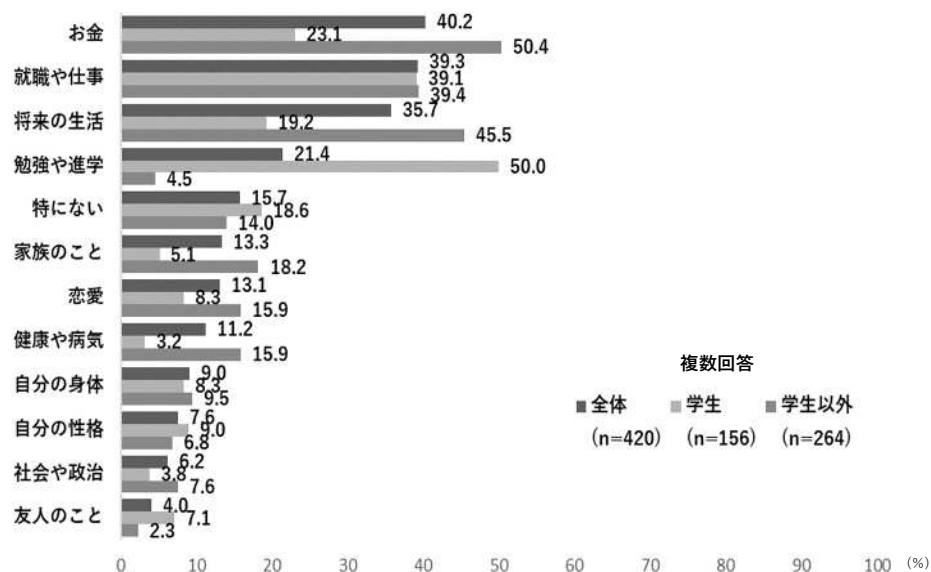
(3) こども・若者の生活状況・意識調査結果

本計画策定の基礎資料とするため、令和6年7月に市内の16歳から30歳を対象として、「こども・若者の生活状況・意識調査」を実施しました。

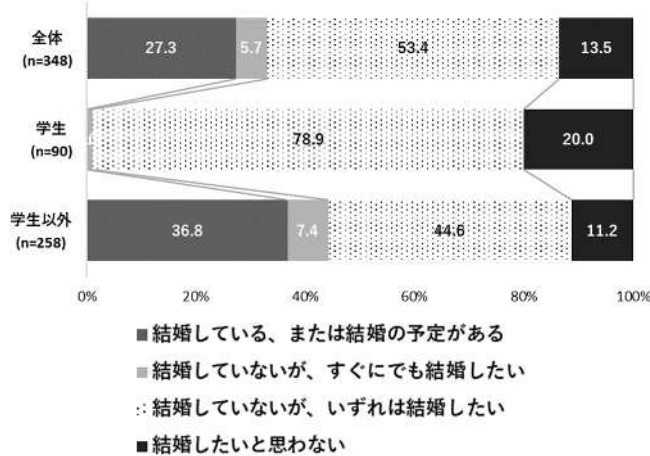
①自由な時間の過ごし方



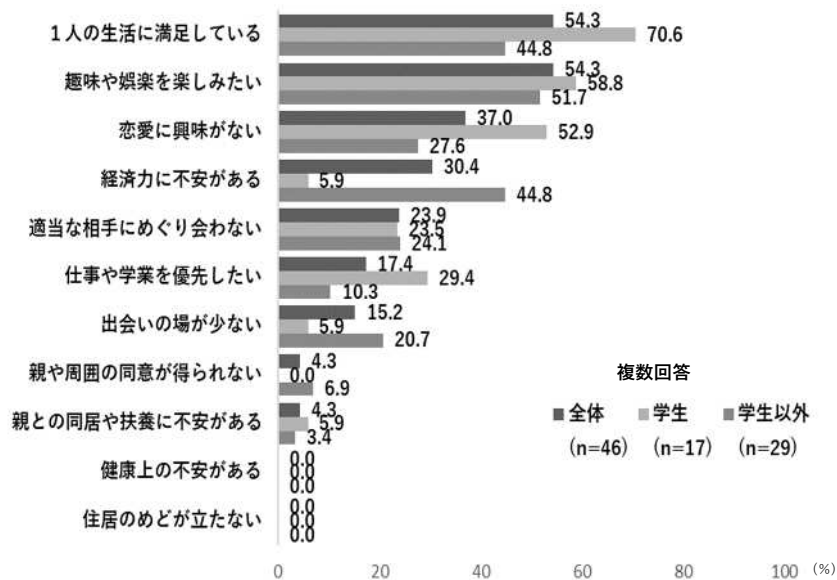
②最近の悩みや心配ごと



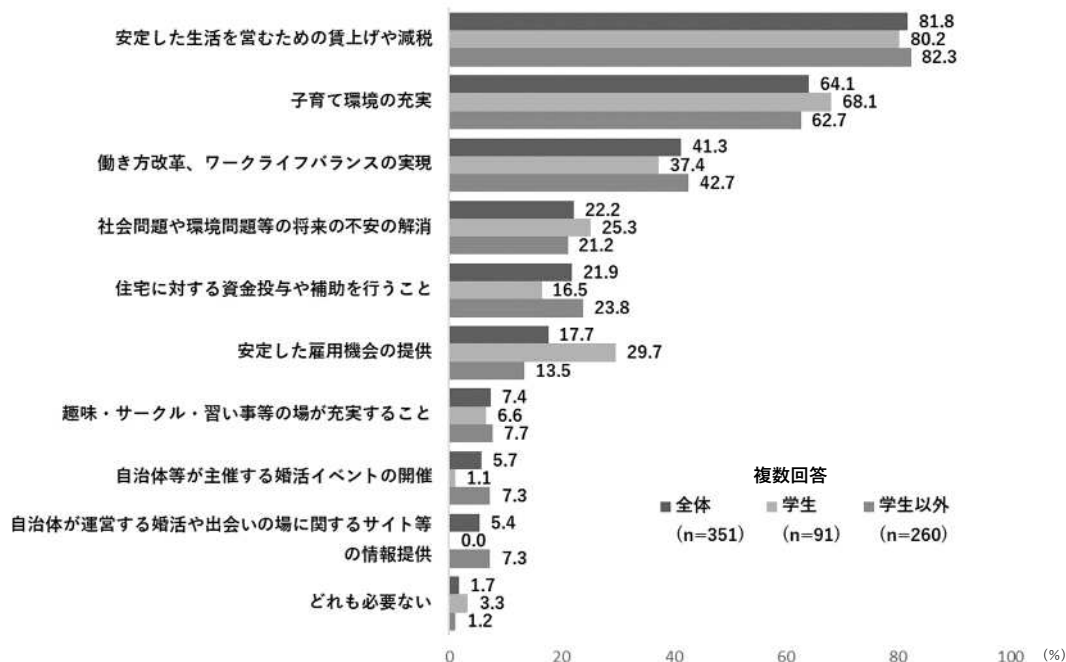
③結婚や婚姻状況について



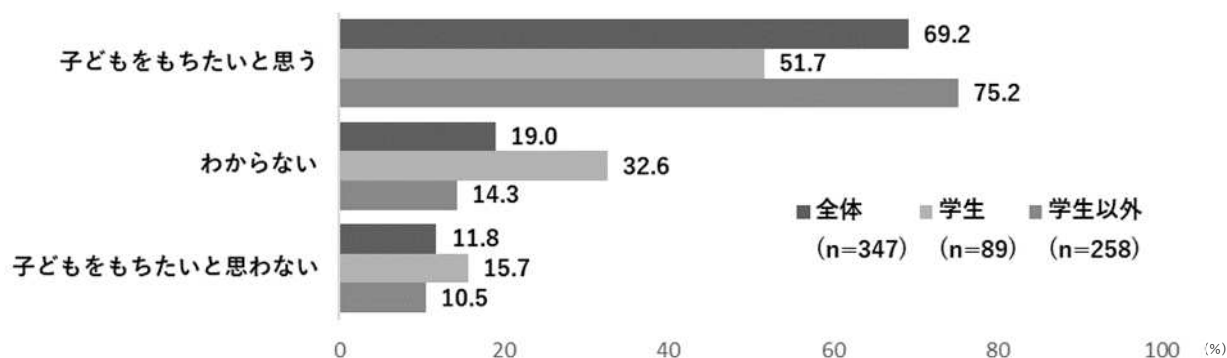
④「結婚したいと思わない」理由



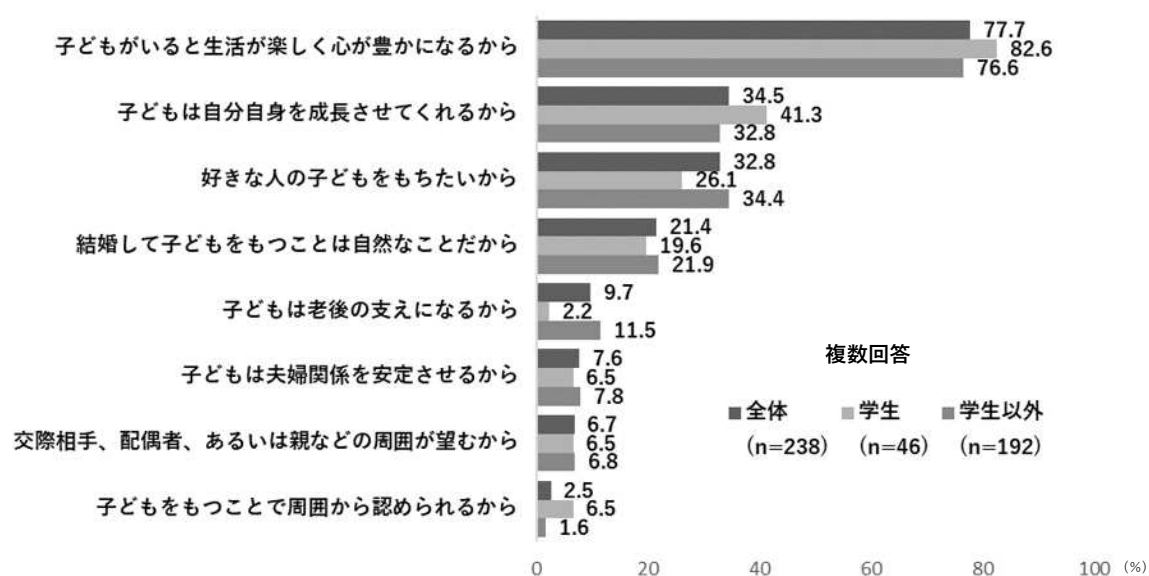
⑤結婚を希望する人が増えるために必要だと思うものをお答えください。



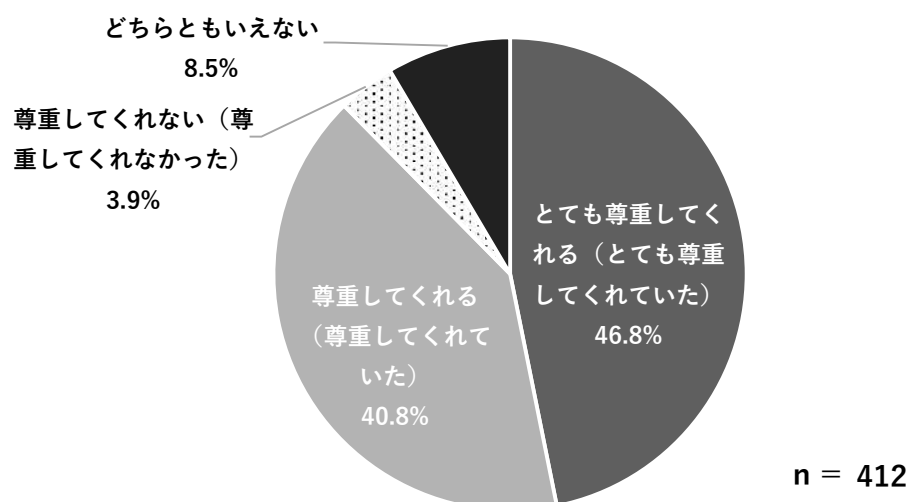
⑥子どもをもつことについて



⑦「子どもをもちたいと思う」理由



⑧あなたの親は、あなたについてのことを決めるときに、あなたの意見を尊重してくれている(社会人の方であれば「尊重してくれていた」)と思いますか。



(4) こどもからの意見聴取

中学生・高校生へのグループインタビュー(6ページ)では、以下のような意見が出されました。

【グループインタビューでの主な意見】

	テーマ	主な意見
中学生	放課後や休日の活動(現在の部活以外)で関心のあるもの	・娯楽関連 YouTube、テレビ、アニメ、映画、ゲーム等 ・スポーツ関連 サッカー、バレーボール、テニス、ドッジボール等 ・音楽関連 吹奏楽を演奏、エレクトーンを弾く ・その他 友達と遊ぶ、買物、読書、料理等
	放課後や休日に周南市で開催されるイベントに参加する場合に関心のあるもの	・祭り(食べ物関連、花火大会等) ・音楽イベント ・各種スポーツイベント ・地区運動会、クラス対抗スポーツ大会 ・SDGsに関するイベント ・色んな学校の人と部活をする ・地域の小学校や幼稚園を訪問する ・ごみ拾い大会 ・動物ふれあい体験 ・キャンプ など
高校生	周南市に対して自分の意見を伝えやすい方法や手段	・定期的なアンケート調査 ・シール式アンケート調査 ・公式LINE ・メール ・TikTok ・インスタ ・X ・YouTube ・ネットでの投稿 ・街頭インタビュー ・市役所に直接意見を言う ・電話 ・匿名の掲示板を作る ・匿名の意見投票箱(イオンモールなど)
	周南市のまちづくりに関わる場合に関心のある分野・内容	・ボランティア活動 ・いろいろなことで困っている人とかかわりたい ・行政に関わる(条例制定や具体的な取り組みなど) ・子育て支援 ・小学生など小さい子どもとの交流 ・介護 ・外国人と交流 ・環境関連(ゴミ拾い・清掃) ・あいさつ運動 ・治安を良くする ・野犬を減らす ・空き家を減らす ・特産品をつくる ・郷土料理のイベント ・観光できる場所を作る ・商店街をもっと豊かにする(イベントを増やす)、見栄えを良くする(古いから新しく塗装する) ・学生向けの飲食店をつくる(学生証で割引) ・学生主催のイベント実施 ・音楽・エンタメ系イベント ・祭り(周南市にとって特別な祭り、工業に関する祭り) ・スポーツ系 ・猫と触れ合える場所をつくる ・自然豊かなところをもっとPRする

3 第2期計画期間のまとめ

(1) 子ども・子育て支援の充実

①教育・保育の提供体制の充実

主な取組
● 「保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画」に基づき公立施設を再編整備 ● 幼児教育の質の向上のため、令和4年度「乳幼児教育センター」を設置 ● 保育士の業務負担軽減や保育の充実を図るため、ICTによる保育支援システムの導入等、環境を整備 ● 産休・育休明けに円滑な施設利用ができるよう、私立幼稚園の認定こども園化や私立保育所の改修による定員増などの取組を実施 ● 幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度への未移行幼稚園や認可外保育施設、預かり保育事業を利用した際の費用を国の制度に基づき給付
評価と課題
● 公立保育所1施設を民営化、私立保育所を3施設開設 ● 認定こども園は、幼保統合により公立1施設開設、私立1施設は保育所より移行 ● 公立幼稚園1園を廃止 ● 事業所内保育事業所が1施設、企業主導型保育施設が3施設開所 ● 研修会や園訪問等により実践的な幼児教育の理解及び推進をさらに進めることが必要 ● 1、2歳児の保育ニーズが急増し、希望園に入所できない入所待ち児童が多数発生 ● 保育補助員活用等により業務負担の軽減・働きやすい環境整備を更に進める必要あり

②地域子ども・子育て支援事業の充実

主な取組
● 教育・保育施設の円滑利用に向けたサービス利用の調整や、窓口・電話・母子保健事業で把握した個別ニーズに対して具体的な情報提供を行う利用者支援事業を実施 ● 一時預かり、延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、多様な保育ニーズに応じて、子育てと仕事の両立支援や育児負担の軽減を図る保育サービスを提供 ● 育児の援助が必要な人と提供できる人が会員登録し、地域の相互援助活動の調整を行うファミリーサポートセンターを運営 ● 育児不安や育てづらさを感じる保護者や養育に課題がある家庭に対し、専門職による伴走型のアウトリーチ支援を実施。令和2年度から、養育環境の維持や生活環境の改善を図るため、育児・家事援助を実施
評価と課題
● 多様なニーズに対して関係機関と連携して適切な情報提供や調整を図ることが必要 ● 多様な保育ニーズに応じたサービス提供・受入体制の確保に努めることが必要

③新・放課後こども総合プランの推進

■ 児童クラブに関する取組

主な取組
- 令和3年度から教育委員会に移管し、小学校との緊密な連携と協力のもと、計画的に児童クラブの施設整備を実施 - 支援を要するこどもたちのための施設環境の整備や、専門的な知識や技能を有する人材の確保と育成
評価と課題
小学校の児童数は減少傾向であるが、児童クラブのニーズの高まりにより、待機児童が発生

■ 放課後子供教室に関する取組

主な取組
- 教室数の増加と全ての児童がプログラムに参加できる体制づくり - 提供プログラムの魅力向上のための外部講師の導入
評価と課題
- 児童数の減少により、一部の教室が廃止となり、他の教室においても活動プログラムの見直しが課題 - 放課後子供教室を運営する協働活動サポーターの高齢化により、担い手となる新たな人材・団体の発掘が必要

■ 児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施に関する取組

主な取組
児童クラブと放課後子供教室との合同研修会等を実施し、一体的な実施ができる体制づくりと連携強化を推進
評価と課題
17 教室で、児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施。場所等の問題で現状以上の増加は困難

(2) 安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実

①妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実

■ 妊娠期からのきめ細かい支援

主な取組
- 妊娠届出時に、保健師等の専門職による全数面談の実施 - 子育て支援アプリ「はぴはぐby母子モ」により、タイムリーな子育て情報の発信 - 夫婦が共に子育てを行う「共育て」の推進と父親の育児支援として、パパニティ講座、子育て支援センターの休日開所・父親支援講座を実施
評価と課題
- 母子保健事業の充実により、伴走型によるきめ細かな個別家庭支援を実施できる体制を構築 - 父親の積極的な育児参画のため、妊娠期から必要な情報を得て、準備を整えておくことが必要

■ 産前産後における支援体制の充実

主な取組
● 産前産後サポーターの派遣、おっぱいサロン・ゆったりサロンの実施 ● 産科医療機関や自宅において、宿泊・日帰り・訪問型で助産師等による適切な育児サポートや心身のケアを受けられる産後ケアの実施 ● 多胎児家庭の家事・育児援助や妊産婦のレスパイトを目的とする多胎児家庭等日帰りシヨートステイ事業、多胎児世帯訪問支援事業を実施 ● 令和5年度から、産前産後に利用できるサービスの利用料を無料化(一部実費負担あり)
評価と課題
● 母親に家事、育児負担が偏る傾向は明らかで、親子の<u>アタッチメント</u>形成に影響を及ぼしかねない育児負担の軽減と育児不安や孤立感の解消を図るため、個別ニーズに応じたサポート体制の充実が重要 ● 利用料の無料化により、支援の必要な妊産婦が適切にサービス利用できる体制を強化

■ 子育て期における支援の充実

主な取組
● 保健師等の専門職による乳児家庭全戸訪問の実施 ● 令和2年度、母子保健と児童福祉の連携強化を目的に「こども・子育て相談センター」を設置、令和6年度には「こども家庭センター」として機能強化し、包括的で切れ目のない相談支援体制を構築 ● 専門職による養育支援訪問やサポーター派遣による家事、育児サポート事業の実施 ● 出産・子育て応援交付金の支給により、妊娠期から子育て期にわたり子育てをサポートする伴走型支援と子育ての負担軽減を図るための経済的支援を一体的に実施
評価と課題
● 引き続き、適切な養育に向けた相談・支援・助言の実施が必要

■ 医療機関や関係団体等との連携によるネットワークの強化

主な取組
● 親子の支援に関わる関係機関との連携強化や支援者の資質向上を目的に、すくすくネット周南を年2回開催
評価と課題
● こどもの健全な発育発達及び家庭の養育を地域で支えるため、専門職の連携強化が必要

②親と子の健康づくりの推進

■ 望ましい生活習慣の確立

主な取組
● 毎月の育児相談時に、栄養・歯科等に関する相談に応じ、個別に必要な指導を実施 ● 保育所・幼稚園・認定こども園及び子育て支援センターと連携した事業の実施
評価と課題
● 生活習慣に関する正しい知識の普及啓発や個別相談の機会を様々な場で提供

■ 食を通した健康づくり

主な取組
● 保育所・幼稚園・認定こども園と連携し、こどもあさごはんちゃんじやはみがきチャレンジ、園児のための食育講座を実施 ● 小学6年生を対象に、野菜メニューコンクールを実施
評価と課題
● よく噛んで食べる年長児及び小中学生が増加 ● 小学6年生が在席する全学校が、野菜メニューコンクールに参加 ● 野菜をほぼ毎食食べている小中学生が増加

■ 適切な口腔ケアの実践

主な取組
● 妊娠届出時に歯周病スクリーニング検査を実施し、妊婦歯科検診受診の動機づけを強化 ● 1歳6か月児と3歳児に、幼児歯科健診を実施、指導強化を目的に3歳児健診を個別化 ● はじめての離乳食セミナー、1歳児かみかみセミナー及びにこにこハミガキ学級を開催し、乳幼児の歯の健康や口腔ケアの正しい知識の普及啓発と相談対応 ● 保育所・幼稚園・認定こども園と連携したはみがきチャレンジやフッ化物洗口の実施
評価と課題
● 幼児の歯科検診の受診率は高く、う歯罹患率は低下傾向 ● 仕上げ磨きや自分磨き、フッ化物応用を実施している人の割合が年々増加傾向 ● 妊婦歯科検診の受診率は横ばい ● 医療機関等との連携を図り、虫歯や歯周病になりやすい妊娠期の歯の健康に係る啓発や歯科健診等の効果的な受診勧奨が必要

■ タバコやアルコールに関する正しい知識の普及啓発

主な取組
● 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問時に、受動喫煙や飲酒について正しい知識の普及啓発
評価と課題
● 引き続き、受動喫煙や飲酒の正しい知識についての普及啓発を推進することが必要

③発達支援体制の充実

主な取組
● 発達相談会及び発達支援学級を開催 ● 教育委員会、地域コーディネーターと担当保健師による保育所・幼稚園・認定こども園への同行訪問を実施 ● 令和5年度より医療的相談機能強化事業を開始し、小児科医療機関による発達相談やカウンセリング及び療育指導を実施する体制を整備
評価と課題
● 育てにくさの要因に、発達の特徴が関係する場合も多く、母子保健活動や乳幼児健康診査などを通じて、早期支援を開始できる体制づくりが重要 ● 早い時期に、保護者がこどもの特性を理解し、発達を促す適切な接し方を学び、必要に応じて専門機関による支援につながる事が重要 ● 療育専門機関の初診待機期間長期化が顕在化していたところ、身近な小児科医療機関で発達相談や療育指導が受けられる体制を整備 ● より優先度の高いこどもが療育の専門医療機関の受診につながり、初診待機期間の短縮に効果

(3) 子どもの生き抜く力を育む教育の充実

①教育環境の充実

■ 教育環境の充実

主な取組
● こどもたちに、確かな学力の定着と生き抜く力を身につけるための教育を実現するため、「授業づくりスタートライン」を作成し、授業内容を改善 ● 社会的・職業的自立に向けた資質や能力の育成を図るため、各学校でキャリアパスポートの作成や職業体験などへの積極的な取組を実施 ● 読書活動の推進と学校図書館の充実を図るため、学校図書館司書及び指導員を増員 ● 不登校やいじめに対し、きめ細かな生徒指導と福祉や心理の専門家と連携した相談体制を構築 ● 特別な教育支援を必要とする児童生徒が、適切な指導を受けることができるように、生活指導員や介助員を配置し、教育的ニーズに応じた学びの実現に向けた環境整備
評価と課題
● 教職員の資質向上のため、デジタル技術の活用を含めた教職員研修の高度化が必要 ● 「豊かな心」を育成するため、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善とキャリア教育の充実、さらに地域貢献活動や地域資源を活用した郷土学習の取組が重要 ● 豊かな表現力や想像力の育成のため、公立図書館との連携や学校図書館の整備充実などを通じ、こどもの読書活動の推進が必要

■ 幼・保・小連携による教育の円滑な接続

主な取組
● 小学校や公私立保育所・幼稚園・認定こども園等の枠を超えて実施する<u>幼保こ小の架け橋プログラム</u>合同会議の実施 ● 令和2年度から新たに「<u>幼保小連携推進調整監</u>」の配置
評価と課題
● <u>幼保こ小の架け橋プログラム</u>合同会議の活性化により、市全体で機運を高める必要

②学校・家庭・地域が連携した教育の充実

■ やまぐち型地域連携教育の推進

主な取組
● 「コミュニティ・スクール」においてこどもの意見を活かした活動の計画と実践、大人もこどもも「自分事」として参画するアクションプランの策定など、地域とともにある学校づくりを推進 ● 地域学校協働活動推進員を各中学校区に配置し、地域のコーディネート機能の向上を図るため、地域関係者等との合同研修会を開催
評価と課題
● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は全体として進んでいるが、学校種間で差が発生 ● 地域の持続的な発展のためには、地域課題の解決に主体的に参加する人材の育成が必要 ● コミュニティ・スクールについての広報活動の充実、地域学校協働活動推進員の人材育成や発掘が課題

■ 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的推進

主な取組
● 児童クラブと放課後子供教室との合同研修会等を実施し、一体的な実施ができる体制づくりと連携強化を推進
評価と課題
● 担い手の高齢化やプログラム企画等、継続的な教室運営が行える体制整備が課題

■ 家庭の教育力向上のための支援

主な取組
● 公立の幼稚園、小・中学校で、家庭教育に関する講座や、子育て講座・子育て広場などを開催 ● 家庭教育支援チーム員のスキルアップのための研修会を実施
評価と課題
● 家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた保護者が孤立しないように、地域全体で家庭教育を支える体制整備が課題

■ 青少年の社会参加の促進

主な取組
● 学生ボランティアの募集を行い、市主催行事への参加を推進
評価と課題
● コロナ禍により、ボランティア参加者が減少したことから、参加促進のための取組が必要

(4) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

■ 子どもの権利擁護

主な取組
● <u>こども家庭センター</u>を、こども本人が相談できる窓口として周知 ● 関係機関が連携し、こどものSOSをキャッチし、早期支援を開始する体制づくり
評価と課題
● こどもたちが、安全で安心に日常を過ごすことのできる居場所の機能も果たしている教育・保育施設と<u>こども家庭センター</u>との連携により、こどもたちの様子の変化やSOSをキャッチし、早期支援を開始する体制を構築

■ 児童虐待の発生予防・早期発見

主な取組
● 令和2年度に「こども・子育て相談センター」を設置、令和6年度には「<u>こども家庭センタ二</u>」として機能強化 ● 不安を感じやすい産後初期段階における家庭支援の強化と産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業などを実施 ● 要配慮家庭等に対するサポートプランの作成、養育支援が必要な家庭へのヘルパー派遣の実施 ● 児童虐待防止対策として、<u>こども家庭センター</u>と教育機関、児童相談所等とが定期的に情報共有や協議を実施
評価と課題
● 児童虐待に関する関心が高まり、地域の見守りや保健、医療、教育及び福祉の専門職の連携が強化 ● 母子保健事業による<u>ポピュレーションアプローチ</u>と、児童福祉分野での要配慮家庭等への個別家庭支援を一体的に実施し、虐待を未然防止

■ 児童虐待発見時の対応

主な取組
● 虐待通告から48時間以内に目視でのこどもの安全確認と保護者への助言指導を実施 ● 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で、関係機関との情報共有や支援方針を決定し、適切な役割分担と継続的な支援を実施 ● 女性相談支援員を配置したほか、警察、児童相談所などの関係機関と密に連携し、こどもの安全を最優先にした支援を実施
評価と課題
● 困難ケースに対応できる専門性の高い職員配置、相談員等の人材育成・確保が課題

②ひとり親家庭の自立支援の推進

■ ひとり親家庭相談業務の充実

主な取組
● 「こども・子育て相談センター」を「こども家庭センター」として機能強化し、母子保健と児童福祉の連携により、包括的で切れ目のない相談支援体制を構築する中で、ひとり親家庭の抱える課題、家庭環境を把握し適切な支援を実施 ● 母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を配置し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給 ● ハローワーク及び山口県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を実施 ● 児童扶養手当やひとり親家庭医療費、遺児福祉手当を支給、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等、経済的な支援を実施
評価と課題
● 引き続きひとり親家庭の抱える課題を把握し適切な支援の実施に努めることが必要

③障害のある子どもに対する施策の充実

■ 障害のある子どもの支援の充実

主な取組
● 児童発達支援センターでの保育所等訪問支援等、障害児の地域社会への参加と包容(インクルージョン)の推進 ● 障害児を受け入れている公立保育所への保育士の加配や事業目的に沿った保育を実施する私立保育所に対して支援を実施 ● 一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を実施するため各学校に生活指導員や介助員を配置 ● 各校で特別支援教育に関する研修の実施 ● 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が触れ合う「交流及び共同学習」実施
評価と課題
● 障害特性に応じたサービスの選択肢が広がるとともに、利用ニーズも高まっており、さらなるサービス提供体制の充実が必要 ● 特別な支援を必要とするこどもに対応するため、保育士の加配や指導員の配置など、担い手の確保が必要

■ 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

主な取組
● 令和元年 10 月、基幹相談支援センターに医療的ケア児支援コーディネーターを配置 ● 保育園等で医療的ケア及び保育等を提供できる環境を整備 ● 医療的ケアを必要とする児童生徒が、公立小・中学校で安心して学校生活ができるよう、ガイドラインを策定したほか、看護師の派遣体制を整備
評価と課題
● 医療的ケア児等が適切な支援を受けることができる保育園等や小・中学校の受入体制が整備 ● 複合化・複雑化した支援ニーズにきめ細かに対応できる体制づくりが必要

④困難を抱える子育て家庭の支援

■ 子どもたちが学ぶ機会を得ることができる環境づくり

主な取組
● 放課後子供教室の運営を通し、こどもたちに体験活動の場を提供 ● 就学援助対象世帯の中学生向けに集合型学習会を実施し、学習環境と相談の場を提供 ● 就学援助制度について複数の方法で周知
評価と課題
● 放課後子供教室を運営する協働活動サポーターの人材確保や育成が必要 ● 学習支援を必要とする家庭のこどもが参加できるように、関係機関と連携した情報提供と参加促進が必要

■ 子どもの生活環境や健康状態に保護者の影響が大きい点を捉えた支援

主な取組
● 支援を要する妊婦や子育て家庭に対し、<u>こども家庭センター</u>が、個別のニーズを的確に把握し、サポートプランを作成し、継続的、包括的な支援を実施 ● ひとり親家庭への総合的な支援のため、母子・父子自立支援員と<u>こども家庭センター</u>との連携 ● 自立相談支援センターにおける生活困窮世帯等への相談支援の実施 ● 令和4年度から市独自に<u>スクールソーシャルワーカー</u>を1名配置 ● 身近な場所で、こどもたちが体験活動や学習の機会を得ることのできる居場所づくりを推進するため、こども食堂等の開設・運営費用を補助するとともに、団体間の連携を促進
評価と課題
● 関係機関・団体のネットワーク強化とともに、地域の子育て支援の担い手育成が必要 ● 学習支援や体験の場の提供など、多種多様なこどもの居場所が地域に増え、地域ニーズに即した支援が実施できる仕組みづくりが必要 ● コロナ禍や物価高の影響等により、生活困窮に関する相談支援のニーズがある

■ 安定した職業に就くための支援

主な取組
● ひとり親家庭の保護者に対し、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を支給し、生活の安定のための資格の取得を促進 ● ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援を実施
評価と課題
● 引き続き、関係機関が連携し、生活困窮者等の就労に関する相談支援等を行うことが必要

■ 経済的に安定した生活を送るための支援

主な取組
● 児童手当や児童扶養手当、福祉医療費の助成について、支給対象の拡充や所得制限の緩和・撤廃などを段階的に実施 ● 低所得のひとり親家庭の経済的支援のため医療費の自己負担分を助成 ● 離婚する当事者に、養育費等を取り決めることの重要性や法制度への理解を促進 ● 令和6年度から、養育費に関する公正証書作成手数料への補助を開始
評価と課題
● 各種手当・助成について、国・県の動向を踏まえつつ、継続して実施することが必要 ● 子どもの最善の利益を保障するという観点で、養育費の取り決めの重要性を周知し、養育費確保に向けた負担軽減等の取組が必要

(5) 安心・安全な子育て環境の充実

①子どもの安全を守る取組の推進

主な取組
● 保育所・幼稚園・認定こども園等を対象にした交通安全に関する研修会等の開催や、交通教育センターで交通安全に関する知識の普及や技術の向上の取組 ● 「周南市通学路安全推進会議」を設置し、通学路の合同点検や危険個所の対策を実施 ● 道路の老朽化等に対応した計画的なハード整備 ● 登校時等の見守りやあいさつ運動を行う「<u>地域のおじさん・おばさん運動</u>」を支援 ● 「こども110番の家」の推進状況を把握し、啓発物品の斡旋などの支援を実施 ● 防災意識向上のため、出前トークや防災アドバイザーを派遣
評価と課題
● 防災、防犯、交通安全への意識の高まりから、教室の参加者数や出前トーク等の利用件数・利用者数は増加 ● 交通教育センター等を活用した交通安全に関する意識啓発を積極的に行う必要 ● 担い手の高齢化等により「こども110番の家」に協力する商店・事業所・家庭や、「<u>地域のおじさん・おばさん運動</u>」に参加する団体が減少傾向

(6) 子育てと仕事の両立支援の推進

①子育てと仕事の両立支援の推進

■ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等への啓発

主な取組
● 働き方改革や<u>ワーク・ライフ・バランス</u>を啓発するチラシの窓口設置、企業向けセミナーの紹介や法改正などの情報提供 ● 山口県「ともいく応援企業登録制度」の情報提供 ● 県との共催等により、働き方改革や男女共同参画に関するセミナーや研修会の開催
評価と課題
● 県の調査によると、<u>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等</u>は増加傾向にあることがうかがえる ● セミナー・研修会への参加者が固定化、新たな参加者の掘り起こしが必要

■ 就労形態を踏まえた保育サービスの提供

主な取組
● 一時預かり、病児保育、延長保育等、多様化する保育ニーズに応じたサービス提供に努め、適切な家庭支援を実施 ● 安全かつ安心な放課後のこどもの居場所づくりを推進 ● 支援を要するこどもたちに向けた施設整備や専門知識・技能を有する人材の確保・育成を実施
評価と課題
● 多様化する保育ニーズに応じた受入体制の確保が必要であるほか、児童クラブへのニーズの高まりによる待機児童の解消に向けた取組が必要

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

すべてのこどもが夢と希望をもって未来をつくる
こどもまんなか しゅうなん

周南市は、令和5年(2023年)5月、こどもを中心に据えた取組を加速化させ、こどもたちが活躍できるまちづくりを進めるとの考えから、「こどもまんなか宣言」を行いました。

こども計画では、この宣言に込めた想いを反映し、「こどもまんなか」を基本方針の軸とします。そして、全てのこどもたちが、それぞれの力を発揮しながら成長することを願い、支える社会の仕組みとして「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの意見を取り入れながら、こどもの施策の充実を図ります。

「夢」と「希望」はこどもたちの思いや願い、そして将来への期待を表します。今を生きる周南市の全てのこどもが主語となり、「夢」と「希望」をもちながら、まちの「未来」をつくる。そして、こどもたちの成長とともに、支える家庭と地域の力が高まる。さらに、家庭と地域の力が高まることで、まちが進化する。この好循環を生み出すための取組を進めてまいります。

「すべてのこどもが夢と希望をもって未来をつくる こどもまんなか しゅうなん」は、周南市に根付く「こどもまんなか」精神を具現化し、実行する意思を表します。

すべてのこどもは地域の宝であり、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在です。こどもの笑顔は地域を元気にし、未来へと繋げる希望です。

こどもが誰一人取り残されることなく、健やかに成長し、さまざまな学びや遊び、体験等を通して生き抜く力を育み、未来のまちの担い手として活躍することを心から願っています。

周南市は、こどもを取り巻く環境に十分に配慮し、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組を地域の真ん中に据えたまちづくりとして、こどもまんなか社会の実現に取り組めます。

《周南市こどもまんなか 5 か条》

1. こどもの自由と権利を守り、安心して暮らせるまちをつくります。
1. こどもの意見や考えを尊重し、こどもの最善の利益を考えます。
1. こどもが学び・体験し、成長できる環境づくりに取り組みます。
1. こどもの夢を応援し、活力と希望に満ちたまちを目指します。
1. こどもが望み、活躍できる未来を地域と共につくります。

2 基本的視点

「基本理念」を実現するために、2つの「基本的視点」に立ち、全ての施策を展開します。

- ◇こども・若者・子育て家庭の視点に立ち、こどもの最善の利益を最優先に、こどもの施策を推進する
- ◇ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る

こども・若者は、本市の未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在です。こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立し、自己選択・自己決定・自己実現する権利の主体です。今後のこども施策を実効性の高いものとして推進していくには、当事者であるこども・若者・子育て家庭の意見をしっかりと反映することが必要です。そして、こども・若者の権利を保障し、人格を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ることが、本市の将来にとって重要です。

以上を踏まえ、第1の基本的視点として、「こども・若者・子育て家庭の視点に立ち、こどもの最善の利益を最優先に、こどもの施策を推進する」を掲げます。

一方、こども・若者・子育て家庭への支援に関しては、妊娠・出産、子育てといったライフイベントごと、あるいは乳幼児期・学童期・思春期・青年期といったライフステージごとに途切れるのではなく、それぞれの不安・悩みに寄り添いながら一貫して実施していくことが必要です。加えて、多様なニーズに対応するには、行政や教育・保育施設、関係団体、企業、市民など、様々な主体が参画・連携する形で、地域全体で取組を進めていくことが重要です。

以上から、本計画における第2の基本的視点として、「ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る」を掲げます。

3 基本目標

「基本理念」の実現に向けて、2つの「基本的視点」を踏まえ、4つの「基本目標」を掲げ、各目標を実現するために具体的な施策に展開して、計画を推進します。

I こども： こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する

- ①教育・保育の場における子育ての支援
- ②多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり
- ③こども・若者の自立の促進

II 家庭： 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり

- ①妊娠・出産、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実
- ②親と子の健康づくりの推進
- ③発達支援体制の充実
- ④多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実
- ⑤子育ての負担を軽減する経済的支援

III 特別な配慮： 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭への総合的支援の推進
- ③障害のあるこどもに対する施策の充実
- ④困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

IV 地域： こども・子育て家庭を地域で支え合うネットワークづくり

- ①子育ての担い手の育成とネットワークの強化
- ②こどもの安全を守る取組の推進
- ③多様性を尊重する共生社会の推進

4 計画の体系

基本理念
すべてのこどもが夢と希望をもって未来をつくる こどもまんなか しゅうなん
基本的視点
①こども・若者・子育て家庭の視点に立ち、こどもの最善の利益を最優先に、こどもの施策を推進する
②ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る

基本目標	施策の展開	主な取組
Ⅰ こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する	(1)教育・保育の場における <u>子育て</u> の支援	① 教育・保育環境の充実 ② 生き抜く力・人間性・社会性を育む教育 ③ ICTを活用した教育
	(2)多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり	① 遊びや体験活動の充実 ② 放課後等のこどもの居場所づくり ③ 文化・スポーツ交流
	(3)こども・若者の自立の促進	① 奨学金・就学支援 ② 就労支援・雇用の創出 ③ ライフデザイン支援 ④ 社会参画
Ⅱ 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり	(1)妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実	① 相談支援体制の強化 ② 産前産後のサポート ③ 地域の子育て支援活動
	(2)親と子の健康づくりの推進	① 健康診査・予防接種・虫歯予防・保健指導
	(3)発達支援体制の充実	① 相談支援体制の強化・受け皿の確保
	(4)多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実	① 預かり体制の整備と幼児教育・保育の質の向上
	(5)子育ての負担を軽減する経済的支援	① 全てのこども・子育て家庭への支援 ② 就園・就学支援

基本目標	施策の展開	主な取組
Ⅲ 特別な配慮を必要とする こどもや家庭への支援の充実	(1)児童虐待防止対策の充実	① 児童虐待の未然防止のための相談支援体制の充実・連携強化
	(2)ひとり親家庭への総合的支援の推進	① 経済的自立と生活の安定を図る取組
	(3)障害のあるこどもに対する施策の充実	① 障害のあるこどもへの支援の充実 ② 医療的ケアが必要なこどもへの支援の充実の充実
	(4)困難を抱えるこども・子育て家庭への支援	① 生活困窮世帯への支援 ② 学習の保障 ③ 安心して過ごせる居場所の提供とサポートの充実 ④ ヤングケアラーやひきこもり等、困難な状況にある若者への支援
Ⅳ こども・子育て家庭を 地域で支え合う ネットワークづくり	(1)子育ての担い手の育成とネットワークの強化	① 多種多様な居場所づくり・ネットワークづくり
	(2)こどもの安全を守る取組の推進	① 交通安全・防犯・防災・ネットトラブル予防・自殺対策
	(3)多様性を尊重する共生社会の推進	① 職場・地域・家庭での「共働き・共育て」の推進

第4章 事業計画

基本目標Ⅰ こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する

1 現状と課題

(1) 幼児期から学童期までつながる教育環境の充実

- 保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児教育・保育施設と小学校の連携による小学校への円滑な接続を推進するため、令和2年度から新たに「幼保小連携推進調整監」を配置するとともに、令和4年度には、乳幼児教育センターを設置しました。今後も、乳幼児教育センターを中心に、架け橋プログラム合同会議などの取組の強化が必要です。
- こどもの「確かな学力」の定着と「豊かな心」の育成のため、求められる資質・能力を育成する「こどもまんなか授業づくりのスタートライン」を活用した授業づくりや、こどもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばす「考え、議論する道德」の実現に向けた授業改善を行いました。
- こどもの豊かな表現力や想像力を育成するため、公立図書館との連携を推進するとともに、司書教諭の育成、学校司書の配置など学校図書館の整備充実、読書機会の確保、読書活動の重要性等に関する普及啓発などを通じた、こどもの読書活動の推進が必要です。
- 学校における働き方改革、指導体制の充実及び教職員の資質能力の向上を一体的に推進するため、教職員研修の高度化を進め、ICT 機器や最新のデジタル技術を活用した教材の検討を進める必要があります。

(2) 地域におけるこどもの居場所づくり

- 地域と学校が連携・協働し実施しているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や協働活動サポーターが運営する放課後子供教室を通じて、こどもたちに多様な遊びや学習、体験活動の機会を提供しています。
- こども食堂などのこどもから大人まで気軽に集まることができる、地域のこどもの居場所づくりが活発になっています。こどもたちが地域に見守られ、安全・安心に過ごすことのできる多種多様なこどもの居場所が地域に増えるよう、さらなる取組の推進が必要です。
- 高齢化や人口減少、地域とのつながりの希薄化が進む中、世代を問わず、地域の課題解決に主体的に参加する人材の育成や発掘への取組が必要です。

(3)こども・若者の自立に向けた就学・就労支援

- こども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、高等学校や大学等の高等教育機関に進学する機会を確保するため、奨学金の貸付を行うほか、国による高等教育修学支援制度の活用を周知しています。
- 若者の定住促進と中小企業等の人材確保を目的に、未来人材奨学金返還支援事業を実施し、事業のPRや登録事業者の増加を図る取組を進めています。
- 山口県インターンシップ推進協議会と連携して、就業体験を通じた人材育成や職業意識の醸成に努めています。

2 目指すべき姿

- 教育・保育の充実に取り組むとともに、地域におけるこどもの学びや育ちを支える活動を後押しすることで、全てのこどもが年齢や発達に応じて人間性や社会性を育みながら自己肯定感をもって成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を行います。
- 学校や地域団体等との連携のもと、こどもが安全・安心な環境で、多様な遊びや体験活動を通じて成長することができるこどもの居場所づくりの充実を図ります。
- こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけることができる取組を推進し、こども・若者の自立を促進します。
- 家庭や学校、地域において、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に努め、日常的に意見を表明し、その意見が尊重される経験を積み重ねることにより社会参画の意識を育みます。

3 主な取組内容

(1)教育・保育の場における子育ての支援

①教育・保育環境の充実

- 保育所・幼稚園・認定こども園等や小学校の枠を超えて、5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定やコーディネーターの育成・派遣を行うなど、乳幼児教育センターを中心とする「幼保こ小の架け橋プログラム」のさらなる促進を図ります。
- 地元の産業や文化芸術など地域の財産について学習し、豊かな心と感性、郷土を愛する心を育む教育の充実を図ります。
- 小学校・中学校へ外国語指導助手を配置し、英語教育、外国語活動及び国際理解教育の推進・向上を図ります。
- 読書意識の向上・文化水準の向上のため、小学校・中学校へ司書資格を有する学校図書館司書、図書館指導員を配置し、児童生徒の読書活動を推進します。

②生き抜く力・人間性・社会性を育む教育

- 「豊かな心」の育成を基本として、こどもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、個性を生かした柔軟で創意ある教育活動を通じて、変化が激しい社会を力強く「生き抜く力」を育む教育の充実に取り組みます。
- コミュニティ・スクール事業を通じて、地域の学習拠点としての学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と学校の教育機能の提供を行いながら、学校のよさのさらなる伸長と課題解決を目指し、保護者・地域が協働実践する地域づくり、学校づくりを行います。
- 地域資源を生かしたキャリア教育を小・中学校一貫して実践するため、中学校区における「学校・地域連携カリキュラム」を活用し、教職員、保護者、地域住民及び児童生徒が参画する地域とともにある学校づくりを推進します。
- 学校における主体的な学習活動の推進と権利の主体としてのこどもの人権意識の向上のため、教職員等の人権意識の向上を図ります。

③ICTを活用した教育

- 学びのDXの実現に向けて、学校における教育情報化に関する環境整備や活用支援を推進し、教職員のICT活用指導力の向上や児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- デジタル技術を活用した校務の効率化や働き方改革の実現を図ります。

(2)多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり

①遊びや体験活動の充実

- 動物園でのイベントや体験プログラムを通して、いのちの学習、環境学習及び職業体験の機会を提供します。
- こどもが安全に安心して公園を利用できるように、公園の効果的な維持管理や計画的な長寿命化対策を実施します。
- 児童生徒のボランティアや地域活動、多様な体験活動への参加を促進し、自身の成長を実感する契機となるよう支援します。

②放課後等のこどもの居場所づくり

- 児童に様々な体験活動を提供する放課後子供教室の取組を進めるため、担い手となる人材・団体の発掘を行い、全ての児童がプログラムに参加できる体制づくりを推進します。
- 放課後児童クラブの利用を希望する児童が、安心して放課後や長期休業期間等を過ごせるよう、ニーズの把握に努め、計画的な施設の整備と安定した運営体制の構築に取り組めます。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブが情報共有や合同研修等を通して連携し、運営の質を向上させる取組を推進します。
- 子育て支援活動やこどもの居場所づくりを行う民間団体へ助成を行い、持続可能な地域活動を支援します。
- 地域活動の活性化により、こどもや子育て家庭が集い、交流できる多種多様な場が増え、支援を必要とするこどもや家庭に手が差しのべられる社会や地域をつくりまします。

③文化・スポーツ交流

- こども・若者が文化芸術活動やスポーツ活動に継続して親しむことができるよう、部活動の円滑な地域移行を進めます。また、全ての市民が生涯にわたって文化芸術活動やスポーツ活動に親しむことができる環境整備に取り組めます。
- こども・若者のスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ大会の後援、市民が気軽に参加できる体験型スポーツイベント、障害者の健康・体力の向上及び地域間交流を推進するためのイベントの開催等によって、スポーツへの関心を高めます。
- こども・若者の文化芸術活動の推進のため、文化芸術活動等の活動を支援するほか、多様な文化芸術の鑑賞やイベント参加、文化財や地域文化に親しむ機会の提供等によって、文化への関心を高めます。

(3)こども・若者の自立の促進

①奨学金・修学支援

- 経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、奨学金の貸付を行います。
- 周南公立大学においては、国の高等教育無償化制度の活用、市内出身者の入学金の減免など、地域における高等教育機会の確保に努めます。

②就労支援・雇用の創出

- 地元企業と人材のマッチングの推進や、未来人材奨学金返還支援事業の PR 及び登録事業者を増やす取組を進め、若者の市内就労者の増加及び定住促進を図ります。
- ひきこもりやニートなどの若年無業者に対して、しゅうなん若者サポートステーションにて就労促進支援を行い、職業的自立を促進します。

③ライフデザイン支援

- こども・若者が、未来を想像しながら自らのライフデザインを具体的に描くことができるよう、様々なロールモデルの紹介や職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を提供し、意識啓発や情報提供に取り組めます。
- 男女共に将来の妊娠・出産のライフイベントに備えて、性や妊娠、不妊、産後ケア等の知識を習得し、栄養管理を含めた健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

④社会参画

- まちづくりに対する市民からの提言等を市政運営の参考にするとともに、市民と行政の信頼関係の構築を図ります。
- 周南市こども育成支援対策審議会等、市の重要なこども施策について意見表明や調査・審議する機会に、こども・若者が参画し、当事者としての意見を施策に反映するための取組を推進します。

4 指標

指標内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)
地域や社会をよくするために何かしてみたい と思うこどもの割合	(小学校)81.3%	(小学校)100%
	(中学校)69.2%	(中学校)100%
こどもの居場所づくり支援	推進	推進
スポーツ活動サポートセンターに登録された 地域クラブ数	－	130 団体
美術博物館の特別展及び企画展の観覧者数	25,244 人	26,000 人
未来人材奨学金返還支援事業補助対象者数	－	50 人
周南市こども育成支援対策審議会公募委員の うち若者の割合	40%	70%

基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり

1 現状と課題

(1)妊産婦と乳幼児の母子保健対策

- 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制であるこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦や子育て家庭が、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援や地域の関係機関との連携による包括的な支援体制の充実を図っています。
- 保健師等の専門職が、家庭訪問や健康診査などを通じて、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産、子育てに関する必要な情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整を行うなど、家庭支援を実施しています。
- 父親の育児参画を促進するため、両親学級の開催、父親が参加できる産後のサロンや子育て支援センターの休日開所など、父親支援事業の充実を図っています。
- 産後の育児不安や負担が高まる時期に、母親の育児不安の軽減や心身の回復を促進することで親子の愛着(アタッチメント)形成を促し、健やかな育児ができるよう支援するために、産後ケア事業や産後のサロンを実施しています。また、費用面の負担感から利用を控えることのないよう、利用料を無償化し、支援を強化しています。

(2)親子の健康づくりと発達支援

- ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の多くが、子育ての悩みに「子どもの食事や栄養」をあげています。毎月の定例育児相談時には、栄養・歯科等の個別の保健指導を実施し、また、保育施設等と連携した講座を開催するなど、歯の健康や口腔ケア、食育について、正しい知識の普及啓発を行っています。
- 妊産婦や乳幼児の健康診査や新生児聴覚検査を実施し、疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、適切な治療や支援につなげる体制を整えています。
- おとなのための「いい歯スマイル検診」は、妊婦に加え、令和6年度より、幼児歯科健康診査対象児の保護者も無料で歯科検診を受診することができるようになり、医療機関と連携した歯科疾患予防の取組を進めています。
- 育てづらさを抱えた保護者の困り感を聞きながら、こどもの発達段階に応じた具体的な助言を行う発達相談会や、親子でのふれあい活動や体験活動を通じて心身の発達を促し、また、保護者がこどもへの適切な接し方を学ぶ発達支援学級、円滑な就学に向けた5歳児発達相談会の開催など、こどもが早期に適切な支援を受け、就園、就学後の集団生活における困り感を軽減できるよう、発達支援体制を整えています。

- 家庭や集団生活の場において困難さを抱えるこどもの発達支援へのニーズが増えたことにより、専門の医療機関の初診待機期間の長期化が顕在化しています。令和5年度に、小児科による医療的相談機能強化事業が始まり、身近な医療機関で必要に応じて発達検査や療育指導が受けられるようになりました。その結果、専門機関の受診の優先度の高いこどもが、より早く専門的な療育指導を受けることができる体制が整ってきており、引き続き、受け皿の確保が必要です。

(3)教育・保育施設の提供体制と多様な保育ニーズへの対応

- 共働き世帯の増加、勤務形態の多様化、育児休業制度の充実など、保育を取り巻く状況は変化しています。対象年齢や施設類型、地域性等により保育需要は異なり、希望する施設へ入所できない状況もあります。今後も保護者のニーズを的確に把握しながら、計画的な施設の再編整備や提供体制の確保を図ることが必要です。
- 保護者の急な病気の時や休息などを目的とした一時預かり、こどもが病気で集団保育ができない場合の病児保育など、突発的・単発的な保育ニーズは高まっており、受入体制を確保し、安心してこどもを預けることができる環境づくりが求められています。

2 目指すべき姿

- こどもにとって、愛着(アタッチメント)形成を基礎とした情緒の安定と他者への信頼感が醸成され、社会性を身に付けながら、自己肯定感を育む重要な時期である乳幼児期に、子育て家庭が不安を抱えたまま、地域で孤立することのないよう、専門職がそれぞれの家庭に寄り添いながら、関係機関と連携し、伴走型で切れ目のない支援を行います。
- 乳幼児と保護者の交流や、育児相談会、子育て講座等を行う子育て支援センターや、子育て家庭と子育てを手助けしたい方との橋渡しを行うファミリーサポートセンターの活動等を通じて、保護者の育児負担の軽減を図り、子育てに伴う喜びを実感しながら安心して子育てできる環境づくりに努めます。
- 一時預かりや病児保育など、緊急・一時的にこどもを預けることができるサービスや、保護者が一時的に子育てから離れ、休息を取る「レスパイトケア」を目的とするサービス等の提供体制を整えます。
- 幼児期における教育・保育は人格形成の基礎を培うのに重要なものであることから、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、特別な配慮を必要とするこどもを含め、安全・安心な環境の中で、こどもの健やかな成長を支えます。
- 全てのこどもが家庭の経済状況にかかわらず、必要な教育・保育を受けることができ、主体性・社会性を身に付けながら成長できるように、今後も各種手当等の給付を行うとともに、給付時の相談にきめ細かに対応し、必要に応じて関係機関と連携した支援を行います。

3 主な取組内容

(1) 妊娠・出産、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実

① 相談支援体制の強化

- こども家庭センターによる児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制を強化し、専門職が子育てに関する不安や困りごとなど、個別のニーズを的確に把握した上で、必要なサービスを切れ目なく提供し、包括的な支援の充実に努めます。
- 妊娠届出時の面談、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等で支援ニーズを把握した家庭に、妊娠期から子育て期にわたり、伴走型支援を実施します。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていないこどもの状況を把握し、教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげます。
- 養育支援が特に必要な家庭に対して、サポートプランを作成した上で、関係機関と連携しながら、育児・家事・移動支援等、養育状況に応じて必要なサポートを提供し、適切な養育の確保に向けた支援を実施します。
- 乳幼児期・学童期・思春期とこどもの成長に応じて保護者の悩みは変化します。親子関係形成支援事業を通じて、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者から相談を受けて、こどもにとって信頼できる親子関係を構築するために必要な知識を提供します。

② 産前産後のサポート

- 心身共に不安定になりやすい産後に利用できるサロンや産後ケア、休息や支援が必要な産婦等に対し、一定期間の育児や家事の支援を実施します。
- 2人以上の多胎児を妊娠又は養育している多胎児家庭に対し支援員を派遣し、育児・家事支援を実施します。また、保護者のレスパイトを目的とした多胎児家庭等日帰りショートステイにより、小児科医療機関で産後早期から未就園児までのこどもの安全な預りを実施します。

③ 地域の子育て支援活動

- 地域の子育て支援拠点である子育て支援センターに、専門職員を配置し、育児負担や不安を抱える保護者のサインを受け止め、寄り添う支援を行います。また、父親の育児参画を促進するために、休日開所や父親向けの子育て支援講座を開催します。
- 多様な保育ニーズに柔軟に対応できるサービスとして期待が高まるファミリーサポートセンターの、こどもの預かりや習い事などへの送迎を担う提供会員の確保に努めるとともに、会員向けの研修会や講習会を適切に実施し、安全・安心な援助活動を継続して

実施できる体制を整えます。

- 子育て家庭向けに、妊娠・出産、子育ての各ライフステージで必要とされる子育て支援情報やイベント情報を、適切なタイミングでプッシュ型の情報発信を行います。

(2)親と子の健康づくりの推進

- 妊婦やその家族と子育て中の保護者に、健康診査や保健指導などの機会を通じて、妊娠期から子育て期における、心身の健康保持増進に関わる知識や技術を提供します。
- おおむね生後1か月以内に、新生児聴覚スクリーニング検査を実施し、先天性難聴の早期発見及び早期療育を行うことで、その後のコミュニケーションの形成や言語発達の獲得を図ります。
- 感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法に基づき、乳幼児等に予防接種の実施及び接種勧奨を行います。
- 歯科健康診査、ブラッシング指導、フッ化物洗口、口腔機能と栄養について一体的に学べる教室の開催など、妊娠期から子育て期にわたり、歯や口腔の健康意識を高め、虫歯や歯周病予防のための取組を推進します。また、幼児歯科健康診査対象児の保護者が受診できるいい歯スマイル検診の受診勧奨を行います。

(3)発達支援体制の充実

- こどもの発達に特性があり、育てづらさを抱えた保護者が不安を和らげ、こどもが地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化します。また、関係機関と連携しながら、発達相談会や発達支援学級など、段階に応じた支援を実施します。
- 教育・保育施設や医療機関などと連携し、発達支援の必要なこどもの早期発見と支援を実施するとともに、発達支援の受け皿の確保に努めます。
- 幼児ことばの教室の運営を通じて、幼児期のことばの発達に不安を感じている保護者への教育相談や、言葉の発達を促す支援を行うことにより、こどもたち一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行います。

(4)多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実

- 適切な保育士の加配や保育支援者の活用などにより、教育・保育の適切な質と量の確保に努めます。また、延長保育、一時預かり、病児保育、障害児保育、放課後児童クラブ等、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えます。
- 様々な教育・保育施設や各種事業を円滑に利用できるよう、専門職員による情報提供等を実施します。
- 乳幼児教育センターのアドバイザーを中心に合同研修会や施設訪問を実施し、実践的な幼児教育についての理解を促進させるとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

- 補助人材や ICT の活用等により、幼児教育や保育の現場における保育士の負担軽減と労働環境の改善に取り組むとともに、研修等を通じて担い手の確保・育成を行います。
- 安全な保育環境を整えるため、遊具等、施設設備の環境改善を計画的に実施します。

(5)子育ての負担を軽減する経済的支援

①全てのこども・子育て家庭への支援

- 妊娠期と子育て期に、出産・子育て応援交付金を支給します。
- 高校生年代までのこどもの医療費の自己負担額を助成します。
- 高校生年代までのこどもを養育している家庭に、児童手当を支給します。

②就園・就学支援

- 生活保護世帯等が、保育所等を利用する際に必要となる日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の一部を補助します。
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等の教育費の一部を援助します。
- 就学援助の認定を受けた世帯のうち、学校保健安全法に該当する病気で治療が必要な児童生徒に対して、医療費を助成します。
- 通学に路線バス又は離島航路を利用する高校生に対して、定期券購入費の一部を補助します。

4 指標

指標内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)
乳児家庭全戸訪問実施割合	99.5%	100%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (乳幼児健康診査問診回答状況)	96.2%	増加
妊婦健診(全14回)初回受診率	99.5%	100%
むし歯のない人の割合(3歳児健康診査)	89.6%	95%
乳幼児健康診査の受診率	98.2%	100%
乳幼児歯科健康診査の受診率	95.2%	100%
妊婦の歯科健診受診率	50.7%	60%

基本目標Ⅲ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

1 現状と課題

(1)児童虐待防止対策の充実

- 令和6年度に設置されたこども家庭センターでは、要配慮家庭を含めた全ての子育て家庭を対象に、包括的な支援体制を整え、児童虐待防止対策の充実を図っています。
- こどもの生活状況調査によると、貧困世帯やひとり親世帯では生活の満足度が低く、保護者の心の健康状態が悪い傾向にあり、また、相談相手が「いない」との回答が他の世帯と比べて高くなっています。こどもへの虐待に発展する前に、相談に導き、適切な機関につなげるための未然防止の取組が重要です。
- 家庭内の問題は外からは見えにくく、こどもからも家庭からもSOSが発信されにくいことから、表面化するまでに時間を要するため、問題が複雑化するという課題があります。こどもや家庭からのSOSが発信されやすい環境づくりが必要です。
- 保健、教育及び福祉といった専門機関による多職種の連携は強化されていますが、重複した生活課題を抱えている家庭や、制度の狭間で支援の枠組みからこぼれおちかねない困難事例に対応するために、専門性の高い人材の確保、育成が必要です。

(2)ひとり親家庭への総合的支援の推進

- 各種手当等の手続きにあわせて、母子・父子自立支援員及び就業支援専門員が各関係機関と連携しながらひとり親家庭からの相談支援にあたっています。
- 様々な支援施策の情報を的確に提供できるよう、関係機関等と連携した丁寧な周知に努めるとともに、ひとり親家庭の経済的自立に向けた相談体制の強化が必要です。
- 両親の離婚後も将来にわたってこどもの生活を保障するため、弁護士による離婚等に関する諸問題についての無料相談や啓発講座を開催しています。また、令和6年度からは養育費に関する公正証書作成の支援を行っています。

(3)障害のある子どもに対する施策の充実

- 特別な支援や介助を必要とする児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を実施するため、生活指導員や介助員を適宜配置しています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の新規開設等により、障害特性に応じたサービスの選択肢が広がりつつありますが、利用ニーズの高まりにともない、必要とされるサービス量は年々増加傾向にあることから、さらなるサービス提供体制の充実が求められています。
- 令和元年10月に、医療的ケア児とその家族を支援するため、基幹相談支援センターに

サービス提供に係る相談や関係機関との調整を担う医療的ケア児支援コーディネーターを配置しました。サービスを必要とするこどもが適切な支援を受けることができる体制が整備されてきていますが、近年増加している複合化・複雑化した支援ニーズに細かに対応できる体制づくりが必要です。

- 障害のあるこどもたちは、施設内や家庭内で過ごす時間が多くなり、社会参加の機会が少なくなりがちです。障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持てるようにしていくことが必要です。

(4)困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

- 複雑な課題を抱えていて、学校単独では解決が難しく多機関多職種の支援が必要なこどもと家庭に対し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが関係機関と連携して、学校や家庭への専門的支援を実施しています。
- 経済的理由や家庭の事情により、学習環境が十分ではないこどもに対し、学習会を開催しています。学習支援を必要とするこどもが、学習会に参加できるよう関係機関が連携し、学習会の情報提供と参加促進が必要です。
- 支援を必要とするこどもが利用できる、食事、学習、遊び、体験活動、相談の場など、多種多様なこどもの居場所づくりを推進することが必要です。
- 養育環境等に課題があり、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、安心して過ごすことができる場所での生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等、課題に応じた支援が必要です。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている「ヤングケアラー」について、社会的認知度及び理解度の向上を図る、ケアラー本人にも気付きを与えて相談に導く、孤立を防ぐなどの取組が必要です。

2 目指すべき姿

- 困難な状況を抱えながら地域で生活するこども・若者が、夢や希望をあきらめることなく、それぞれの可能性を伸ばし、思い描く将来に向けて挑戦できるように、行政機関や専門機関によるきめ細かな支援と、地域で支え合い、孤立を防ぐ仕組みづくりが重要です。
- 問題が複雑化する前に、こどもや家庭からSOSが発信されやすい環境づくりと、こどもに関わる全ての機関や支援者が、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもと家庭の異変に気付き、支援につなぐ体制を整えることが必要です。

3 主な取組内容

(1)児童虐待防止対策の充実

- こども自身や子育て家庭の相談窓口として、こども家庭センターの周知を図り、こどもと子育てに関する悩みに寄り添い、適切な情報提供や支援を実施します。
- 行政機関や地域の支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない家庭の養育状況の把握や、こどもからの SOS を受け止める体制を整えるため、こども家庭センターを中心に、アウトリーチによる家庭支援や要保護児童対策地域協議会などのネットワークを活用して、児童虐待の未然防止を図ります。
- 児童虐待通告に対しては、市、児童相談所及び警察が連携し、家庭に介入し、こどもの安全確認と家庭の養育状況の把握、アセスメント、必要な支援を実施し、こどもの最善の利益を保障します。
- 警察、女性相談支援員、保育施設、学校などの関係機関と連携し、面前DVなど、こどもへの心理的虐待防止のための包括的支援を実施します。
- 要保護児童対策地域協議会の構成機関と支援者の専門性の向上、連携強化を図ります。

(2)ひとり親家庭への総合的支援の推進

- 医療費の自己負担分の助成、児童扶養手当の支給、資格取得や能力開発を目指した高等職業訓練促進給付金等の支給、生活資金やこどもの就学等にかかる費用の貸付など、ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図る取組を進めます。
- 各種手当等の手続きにあわせて、ひとり親家庭からの相談にきめ細かに対応し、必要に応じてハローワークや山口県母子家庭等就業・自立支援センター等と連携した支援を継続します。
- 両親の離婚後も将来にわたってこどもの生活を保障するため、弁護士による離婚等に関する諸問題についての無料相談の実施、養育費の取り決めについての公正証書作成にかかる費用の補助など、養育費の確保に向けた支援を実施します。

(3)障害のあるこどもに対する施策の充実

①障害のあるこどもへの支援の充実

- 「第3期周南市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るとともに、質の確保と向上に努めます。
- 障害児が保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ、小学校・中学校及び特別支援学校などの育ちの場で、適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、障害児の地域社会への参加及び包容(インクルージョン)の推進を

図ります。

- 発達障害児やその家族に対する支援を適切に実施できるよう、地域の支援機関の連携強化と専門性の向上を図ります。また、保護者がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、山口県と連携し、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングなどの支援体制の確保を推進します。
- こどもたちが外に出掛けて、多様な体験を得る機会として、徳山動物園の休園日にあわせて障害のあるこどもとその家族を対象とした無料開放を実施し、小動物とのふれあいやエサやり体験などを楽しみながら、命の尊さや思いやりの心を育む場を提供します。

②医療的ケアが必要なこどもへの支援の充実

- 医療的ケアが必要なこどもに対して、地域における実態把握や支援体制整備の方向性を協議し、適切な支援が行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- 関係機関と連携して障害のあるこどもの健やかな発達を促し、保護者に対するこどもの障害特性への理解促進を支援します。

(4)困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

①生活困窮世帯への支援

- 生活保護世帯等が、保育所等を利用する際に必要となる日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の一部を補助します。(再掲)
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等の教育費の一部を援助します。(再掲)
- 就学援助の認定を受けた世帯のうち、学校保健安全法に該当する病気で治療が必要な児童生徒に対して、医療費を助成します。(再掲)
- 生活困窮世帯からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言、就労に向けた支援等を行います。また、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関協働による重層的支援体制整備事業に取り組むなど、包括的な支援体制の充実を図ります。

②学習の保障

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒に心理的重圧の少ない安らぎの場として通所できる教育支援センターを運営し、学習の保障、学校への復帰を目指した関係機関との連携及び義務教育卒業後の自立を目指した諸活動を提供します。
- 課題のあるこどもと家庭への迅速かつ適切な支援を行うため、スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカーが連携し、専門相談・支援を行います。

- 経済的な理由や家庭の事情により、学習環境が十分ではない中学生に対し、学習会を実施し、学習習慣の定着と学力の向上を図るとともに、生活相談等に応じ、希望する進路を後押しすることで、将来への希望を持てるよう支援します。

③安心して過ごせる居場所の提供とサポートの充実

- 子育て支援活動やこどもの居場所づくりを行う民間団体へ助成を行い、持続可能な地域活動を支援します。(再掲)
- 地域活動の活性化により、こどもや子育て家庭が集い、交流できる多種多様な場が増え、支援を必要とするこどもや家庭に手が差しのけられる社会や地域をつくれます。(再掲)
- 養育環境等に課題があり、家庭や学校に居場所のないこどもに対し、安心して過ごすことができる場所での生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等が受けられる新たなこどもの居場所づくりを推進します。

④ヤングケアラーやひきこもり等、困難な状況にある若者への支援

- こども家庭センターを中心に山口県の実組と連携しながら、ヤングケアラーの把握に努め、支援につなぐ取組を推進します。
- ひきこもり当事者やその家族が利用できるひきこもり相談窓口を設置し、居場所づくりや関係機関とのネットワークづくりなどによって、本人の生きづらさに寄り添う支援を実施します。
- ひきこもりやニートなどの若年無業者に対して、しゅうなん若者サポートステーションにて就労促進支援を行い、職業的自立を促進します。(再掲)

4 指標

指標内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)
こども家庭センターの相談支援体制		現状維持
児童虐待通告 48 時間以内の安全確認の実施率	100%	100%
高等職業訓練促進給付金の給付人数	10 人	15 人
アウトリーチによる家庭支援体制		現状維持

基本目標Ⅳ こども・子育て家庭を地域で支え合うネットワークづくり

1 現状と課題

(1)子育ての担い手の育成とネットワークの強化

- 子育て支援活動は、こどもや子育て家庭にとって身近な地域で活動する民間団体やボランティアに支えられています。市内にも主体的に活動している団体が多数ありますが、高齢化等により、担い手不足が課題となっている団体もあります。持続可能な活動を推進するために、活動の意義や重要性についての普及啓発、担い手の発掘や育成、スキルアップや連携強化のための取組が必要です。
- 令和元年度から、こどもの居場所づくりに取り組む団体や、関心がある人を対象に、地域の担い手育成研修を開催しています。こどもの居場所の開設や運営に関する講座に加え、事例発表などを行うことで、こどもの居場所づくりに関わる人や団体が地域を超えてつながり、こどもや子育て家庭を支えるネットワークが広がってきています。
- こどもの健全な発達と子育て家庭を支える地域の仕組みづくりを目指して、「すすくネット周南」を開催し、行政と民間の垣根を越えた保健・医療の連携が進み、さらに、教育・福祉も含めたネットワークの拡大を目指しています。

(2)こどもの安全を守る取組の推進

- こどもたちが安心して登下校できる環境を整えるため、通学路の安全点検を毎年実施しています。また、「こども110番の家」や「地域のおじさん・おばさん運動」といった、こどもたちの健全育成や安全を見守る地域活動を推進しています。高齢化等により協力者や参加団体が減少傾向にあり、新たな担い手の参加促進のための啓発が必要です。
- 情報化やインターネット利用の低年齢化の進行、SNSの普及等を背景に、こどもの健全な成長を阻害する有害情報の氾濫や犯罪被害につながる重大事件に巻き込まれるリスクが高まっています。
- 全国的に10代の自殺者数は増加傾向で、10代の死因の第1位であり、その原因や動機のひとつに、家庭や学校での問題が挙げられており、深刻な社会問題となっています。各学校では、道徳教育や人権教育により生命の大切さや人生のかけがえのなさを伝え、生活アンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーの配置等により、児童生徒一人ひとりの悩みや不安定な心身の状態の把握に努め、未然防止を図っています。
- 近年は異常気象による豪雨災害が頻発しているほか、南海トラフ巨大地震発生による甚大な被害が懸念され、大規模災害からこどもの命を守ることが極めて重要です。地域の防災意識の醸成を図るため、出前トークの実施や防災アドバイザーの派遣を行っており、利用件数、利用者数共に増加しています。

(3)多様性を尊重する共生社会の推進

- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることのできる「共生社会」の実現を目指し、こどもの権利擁護や男女共同参画の推進などの意識啓発に取り組んでいます。
- ニーズ調査の結果から、母親に育児・家事の負担が偏っている現状がわかりますが、育児休業制度など「共働き・共育て」を支援する制度は充実してきているものの、近年の労働力不足なども背景に、制度があっても利用しづらい状況がうかがえます。
- 働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する啓発に取り組んでおり、今後も働き方の多様化に対応した両立支援の取組を進めることが重要です。

2 目指すべき姿

- こどもの健全育成や、子育て支援に携わる機関・団体など、こどもに関わるあらゆる主体が、「こどもまんなか」の理念を理解し、権利の主体としてこども・若者の意見を聞きながら、こども・子育て家庭の課題解決に向けて、継続して活動できるよう、公的機関・民間団体にかかわらず、チームとして機能するネットワークづくりを推進します。
- 犯罪被害や事故、災害などからこどもの安全を守るため、有害環境の浄化、防犯・交通安全・防災対策と意識の醸成に努めます。
- こども・若者が、性別にかかわらず可能性を広げていくことができるよう、夫婦が等しく家事・育児を役割分担し、仕事と子育てを両立する「共働き・共育て」の推進、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直す意識啓発、男性の家事・育児への主体的な参画の促進等を通じて、女性と男性が共にキャリアアップと子育てを両立できる環境づくりに努めます。

3 主な取組内容

(1)子育ての担い手の育成とネットワークの強化

- 子育て支援活動やこどもの居場所づくりを行う民間団体へ助成を行い、持続可能な地域活動を支援します。(再掲)
- 地域活動の活性化により、こどもや子育て家庭が集い、交流できる多種多様な場が増え、支援を必要とするこどもや家庭に手が差しのべられる社会や地域をつくります。(再掲)
- こどもの健全育成や、子育て支援に携わる機関や団体などの担い手の人材の発掘及び育成と団体間のネットワークづくりのため、情報交換の場や研修、セミナー等を開催し、活動の活性化を図ります。

- 全てのこどもと家庭が、制度の狭間で支援の枠組みからこぼれおちずに、必要な支援を受けられるよう、公的機関・民間団体にかかわらず、保健、医療、福祉、教育等、こどもに関わる機関・団体がつながるネットワークづくりを行います。

(2)こどもの安全を守る取組の推進

- 安全な通学環境を確保するために「周南市通学路安全推進会議」による合同点検を実施するとともに、危険箇所に対するハード面の整備を計画的に実施します。
- 交通教育センター内での交通安全教育と、保育所・幼稚園・認定こども園及び小学校を巡回して行う交通安全教室の開催等により、交通安全の知識の普及を図ります。
- 「学校安心安全サポーター」の小・中学校訪問指導等により、防犯に関する学校支援を実施します。
- こどもが犯罪・非行に巻き込まれないよう、青少年育成センターと関係機関が連携し、補導や環境浄化などの活動を実施します。
- ネットトラブルや犯罪など、こどもが被害に合う事件に巻き込まれないよう、適切に取捨選択して利用できる情報活用能力の向上と保護者に対する啓発活動に取り組みます。
- 災害時における小中学校への迅速な情報伝達や、自主防災組織の育成及び支援を実施するほか、市民全体を守るための防災体制の強化・充実を図り、こどもの安全・安心を確保します。
- スクールカウンセラーによる「心理教育プログラム(「SOS の出し方」等)」の実施、生徒指導や教育相談体制の充実・強化を図るための教職員の研修の実施、一人一台端末の活用による自殺リスクの早期発見を図り、学校における自殺対策を推進します。また、周南市自殺対策計画に基づき、相談体制の強化、若年層へのゲートキーパー研修による人材育成、市民への周知啓発など、総合的な取組を進めていきます。

(3)多様性を尊重する共生社会の推進

- 男女共同参画や家事分担意識の醸成、多様な性や障害などへの理解を促進し、人権意識の向上を図るための啓発活動として、情報誌、冊子、DVD等の媒体を用いた情報発信や市民向けの講座・セミナー等を開催します。
- 夫婦が仕事を持ちながらも相互に協力して子育てを行い、それを職場が応援し、地域が支える社会づくりの一環として、山口県と連携し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスセミナーの紹介、「共働き・共育て」を推進する啓発や情報提供を行います。
- オンラインや対面式によるパパニティ講座の開催や子育て支援センターの休日開所などにより、夫婦で参加できる子育て支援講座や交流会、育児の不安や悩みの相談会などへの父親の積極的な参加を促進し、妊娠期から子育て期にわたり、夫婦による「共育て」を推進します。

4 指標

指標内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)
こどもの居場所づくり支援	推進	推進
すくすくネット周南のネットワーク体制		現状維持
交通安全巡回教室実施数(申込団体数)	24 団体	43 団体
男女共同参画講座、セミナー等への参加者数	1,209 人	1,900 人
父親の育児参加サポート事業実施回数	27 回	42 回

第5章 幼児教育・保育の提供体制及び地域子育て支援事業の充実

1 提供区域の設定

(1) 幼児教育・保育

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や保育所・幼稚園・認定こども園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域」(以下「教育・保育提供区域」)を定めることとされています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者やこどもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者やこどもが利用しやすい範囲を設定することが必要です。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査などから適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とします。

【教育・保育施設提供区域】

提供区域	地域
都市地域	関門・中央、遠石、今宿、周陽・秋月・桜木、岐山、久米、櫛浜、富田、福川
都市周辺地域	鼓南、菊川、夜市、戸田、湯野、勝間、大河内
中山間地域	大道理・大向、長穂、須々万、中須、須金、大津島、和田、三丘、高水、八代、鹿野

(2)地域子ども・子育て支援事業

- 各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性及び地域性を加味する必要がある、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業については、基本は「小学校区」とします。

【地域子ども・子育て支援事業別提供区域】

事業区分	設定区域	考え方
利用者支援事業 妊婦等包括相談支援事業 【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性を踏まえ、基本は「小学校区」とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
児童育成支援拠点事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
親子関係形成支援事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。

病児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
産後ケア事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児等通園支援事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 教育・保育施設の状況

本市の教育・保育施設数は、令和6(2024)年時点で公立・私立合わせて幼稚園が15施設、保育所が23施設、認定こども園が5施設となっています。また、地域型保育事業所が5施設、企業主導型保育施設が6施設あります。

園児数は全体的に減少傾向にありますが、保育所(私立)と、地域型保育事業所(私立)及び企業主導型保育施設(私立)の園児数が増加しています。今後も保護者のニーズを把握しながら提供体制の確保を図っていく必要があります。

区分	施設数	園児数				
	令和6年 (2024年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
幼稚園(公立)	4	173	134	107	91	89
幼稚園(私立)	11	1,518	1,422	1,342	1,244	1,158
保育所(公立)	11	960	945	825	784	797
保育所(私立)	12	909	903	1,002	1,106	1,137
認定こども園(公立)	1	29	35	35	33	25
認定こども園(私立)	4	467	441	427	430	400
地域型保育事業所(私立)	5	84	86	76	86	96
企業主導型保育施設(私立)	6	52	52	68	62	81
合 計	54	4,192	4,018	3,882	3,836	3,783

資料：市こども保育課(幼稚園：各年5月1日、その他：各年4月1日)

【保育所・認定こども園の開所時間（令和6（2024）年4月現在）】

公立 (12)	(7時00分～18時00分開所) 城ヶ丘保育園・川崎保育園・富田南保育園・三丘保育園・鹿野こども園 (7時00分～19時00分開所) 第二保育園・櫛浜保育園・須々万保育園・尚白保育園・大内保育園・菊川保育園・勝間保育園
私立 (16)	(7時00分～18時00分開所) 認定こども園 あおば幼稚園 (7時00分～19時00分開所) 徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・こもれび保育園・すみれ保育園・ひまわり保育園・アイグラン保育園新宿通・わかやま保育園・しゅうよう保育園・memorytree 周南保育園・アイグラン保育園岐山通・ふくがわこども園・幼保連携型認定こども園 共栄保育園 (7時00分～19時30分開所) 荘宮寺保育園 (7時30分～19時30分開所) 認定こども園 蓮生・まこと幼稚園

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業として、地域の実情に応じて、13 の事業を実施することとされており、本市では、13事業全てを実施しました。

(実施箇所数は令和6(2024)年4月現在、実績は令和5(2023)年度)

	事業名	概要	周南市の実施状況
①	利用者支援事業	● 専門職員を配置し、教育・保育施設を円滑に利用するための支援や、相談者のニーズを把握し、助言及び必要なサービスへの調整を実施する。	・実施箇所数 ①基本型:2か所 ②こども家庭センター型:1か所
②	延長保育事業	● 通常保育の時間帯では送迎が困難な場合など、多様な保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて延長保育を実施する。	・実施箇所数:23
③	実費徴収に係る補足給付を行う事業	● 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品等の実費徴収経費等の一部の助成を行う。	・対象者数:3人
④	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	● 認定こども園において、健康面や発達面に特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築する。	・対象者数:3人
⑤	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	● 保護者が就労等により、家庭保育ができない小学生に、放課後、週末、長期休業期間等に、適切な遊びや生活の場を提供する。	・実施箇所数:25 クラブ(47 教室) ・定員:1,945 人
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ)	● 保護者の病気や仕事などの社会的事由により、家庭においてこどもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や里親で一定期間、養育・保護を行う。	・実施箇所数:施設2箇所、里親
⑦	乳児家庭全戸訪問事業	● 生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問することにより、乳児家庭の養育環境等を把握し、育児に関する情報提供や、相談及び保健指導、必要な支援への調整を実施する。	・家庭訪問実施率:99.5%

	事業名	概要	周南市の実施状況
⑧	養育支援訪問事業	● 保健師、助産師、又は臨床心理士が、養育に困難さを感じる家庭を訪問し、育児支援を実施する。 ● 養育環境の維持や改善を図るため、ヘルパー等の派遣による育児・家事援助と生活環境改善のための支援を実施する。	・保健師・助産師等による訪問件数：537件(R5年度) ・臨床心理士による訪問等件数：25 件(R5年度) ・家事・育児サポート：5件(R5年度)
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	● 児童虐待の発生予防や早期対応を図るため、関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」を中心に、要配慮児童の適切な保護又は支援を実施する。	・ケース進捗管理対象件数：258 件
⑨	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	● 季節行事、運動、遊び等のミニイベントや子育て講習会等を開催するとともに、親子が自由に来館し、ふれあえる場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供などを行う。	・施設数：12 ・子育てひろば：5
⑩	一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)	● 幼稚園等において、幼稚園児の教育時間の前後や長期休業日など、通常の利用時間以外に預かりを実施する。	・実施箇所数：39(一時預かり事業全体)
	一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)	● 保育所等において、未就園のこどもの家庭内保育が一時的に困難となる場合に一時預かりを実施する。	
⑪	病児保育事業	● 家庭での保育が困難な小学生までの児童が、病気等で集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を病児保育施設で預かり保育を実施する。	・延べ利用人数：2,379 人
⑫	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)	● 育児の援助が必要な人と提供できる人を会員登録し、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動等の調整を行い、サービスを提供している。	・会員数：881 人
⑬	妊婦健康診査	● 安全・安心な妊娠・出産のために、定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。 ● 健診結果の情報管理を行い、未受診者やハイリスク妊婦を把握し、継続した支援を実施する。	・11 回目までの妊婦健診受診率 93.5% ・多胎妊婦健康診査検査回数 48 回

3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を、ニーズ調査結果に基づき、本市に居住するこどもの「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)及び企業主導型保育施設による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※年齢の設定

年齢の設定は以下の通りとします。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5 歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5 歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2 歳

【都市地域】

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(3歳以上教育希望) 1号認定	見込量(需要量)合計①		780人	745人	697人	648人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	1,057人	1,057人	1,057人	1,057人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	185人	185人	185人	185人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人
		合計②	1,242人	1,242人	1,242人	1,242人
	②－①＝		462人	497人	545人	636人
(3歳以上教育希望) 2号認定	見込量(需要量)合計①		295人	292人	284人	273人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	285人	285人	285人	285人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	20人	20人	20人	20人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人
		合計②	305人	305人	305人	305人
	②－①＝		10人	13人	21人	40人
(3歳以上保育必要) 2号認定	見込量(需要量)合計①		1,094人	1,071人	1,027人	978人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	1,168人	1,168人	1,161人	1,161人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	25人	25人	25人	25人
		合計②	1,193人	1,193人	1,186人	1,186人
	②－①＝		99人	122人	159人	249人
(2歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		400人	362人	366人	353人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	330人	330人	328人	328人
		地域型保育事業※2	41人	41人	41人	41人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	30人	30人	30人	30人
		合計②	401人	401人	399人	399人
	②－①＝		1人	39人	33人	58人
(1歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		334人	337人	324人	313人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	275人	275人	282人	282人
		地域型保育事業※2	39人	39人	39人	39人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	24人	24人	24人	24人
		合計②	338人	338人	345人	345人
	②－①＝		4人	1人	21人	42人
(0歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		120人	118人	116人	114人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	158人	158人	160人	160人
		地域型保育事業※2	32人	32人	32人	32人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	23人	23人	23人	23人
		合計②	213人	213人	215人	215人
	②－①＝		93人	95人	99人	102人

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【都市周辺地域】

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(3歳以上教育希望) 1号認定	見込量(需要量)合計①		138人	137人	141人	143人	135人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	447人	447人	447人	447人	447人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	447人	447人	447人	447人	447人
	②-①=		309人	310人	306人	304人	312人
(3歳以上教育希望) 2号認定	見込量(需要量)合計①		7人	7人	7人	6人	6人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	18人	18人	18人	18人	18人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	18人	18人	18人	18人	18人
	②-①=		11人	11人	11人	12人	12人
(3歳以上保育必要) 2号認定	見込量(需要量)合計①		175人	177人	186人	192人	185人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	186人	186人	186人	186人	186人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	186人	186人	186人	186人	186人
	②-①=		11人	9人	0人	-6人	1人
(2歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		60人	62人	57人	55人	53人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	63人	63人	63人	63人	63人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	63人	63人	63人	63人	63人
	②-①=		3人	1人	6人	8人	10人
(1歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		48人	43人	41人	40人	38人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	50人	50人	50人	50人	50人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	50人	50人	50人	50人	50人
	②-①=		2人	7人	9人	10人	12人
(0歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		10人	10人	9人	9人	9人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	21人	21人	21人	21人	21人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	21人	21人	21人	21人	21人
	②-①=		11人	11人	12人	12人	12人

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【中山間地域】

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(3歳以上教育希望) 1号認定	見込量(需要量)合計①		24人	21人	16人	14人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	111人	111人	41人	41人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人
		合計②	111人	111人	41人	41人
	②-①=		87人	90人	25人	29人
(3歳以上教育希望) 2号認定	見込量(需要量)合計①		10人	9人	6人	6人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	16人	16人	17人	17人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人
		合計②	16人	16人	17人	17人
	②-①=		6人	7人	11人	12人
(3歳以上保育必要) 2号認定	見込量(需要量)合計①		60人	54人	41人	37人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	119人	119人	108人	108人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	10人	10人	10人	10人
		合計②	129人	129人	118人	118人
	②-①=		69人	75人	77人	85人
(2歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		24人	18人	19人	17人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	27人	27人	27人	27人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	11人	11人	11人	11人
		合計②	38人	38人	38人	38人
	②-①=		14人	20人	19人	23人
(1歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		16人	18人	16人	14人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	23人	23人	23人	23人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	10人	10人	10人	10人
		合計②	33人	33人	33人	33人
	②-①=		17人	15人	17人	20人
(0歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		7人	6人	5人	5人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	9人	9人	9人	9人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	7人	7人	7人	7人
		合計②	16人	16人	16人	16人
	②-①=		9人	10人	11人	12人

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された6事業を加えた「13+3+3」事業について、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、周南市に居住するこどもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための基本的な方向を示します。

（１）利用者支援事業・妊婦等包括相談支援事業

【利用者支援事業】

事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

基本型※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①＝	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施

こども家庭センター型※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①＝	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施、また、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制を構築

基本的な方向

- 妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を実施します。
- こども及びその保護者、妊婦等、個別ニーズを把握し、関係機関等と連携を図りながら、適切な情報提供や必要な支援につなぎます。

【妊婦等包括相談支援事業】

事業概要

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

対 象 妊婦

単 位 回

需要量と確保の方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	妊娠届出数	736人	700人	667人	637人	610人
	1組当たり面談回数	2回	2回	2回	2回	2回
	面談実施合計回数	1,488回	1,414回	1,349回	1,290回	1,234回
②確保方策		1,488回	1,414回	1,349回	1,290回	1,234回
②－①＝		0回	0回	0回	0回	0回

基本的な方向

- 妊娠届出時及び出産後の乳児家庭全戸訪問時に、保健師や助産師が妊婦と必ず面談を行い、必要な情報提供や相談に応じます。
- 全ての子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたり、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

(2) 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,078人	1,056人	1,034人	1,012人	990人
②確保方策	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
②－①＝	22人	44人	66人	88人	110人

基本的な方向

- 今後も高いニーズが見込まれることから、受入体制を確保し、安心してこどもを預けることができる環境づくりに努めます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯・所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の実費徴収経費や未移行幼稚園の副食費の一部の助成を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
②確保方策	21人	21人	21人	21人	21人
②－①＝	9人	9人	9人	9人	9人

基本的な方向

- 教育・保育に必要な実費徴収費用等の一部を給付することで、引き続き、本市のこどもが安心して成長できる環境づくりに努めます。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

認定こども園において、健康面や発達面に特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築する。

基本的な方向

- 障害児に対する子育て支援の充実に向け、国の制度に基づき適切に事業を実施し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保します。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が就労等により、家庭保育ができない小学生に、放課後、週末、長期休業期間等に、適切な遊びや生活の場の提供を行う。

対 象 小学校1年生～6年生

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,918人	1,918人	1,918人	1,918人	1,918人
1年生	563人	563人	563人	563人	563人
2年生	457人	457人	457人	457人	457人
3年生	367人	367人	367人	367人	367人
4年生	304人	304人	304人	304人	304人
5年生	148人	148人	148人	148人	148人
6年生	79人	79人	79人	79人	79人
②確保方策	2,085人	2,085人	2,085人	2,085人	2,085人
②－①＝	167人	167人	167人	167人	167人

基本的な方向

- 児童クラブを希望する児童が安心して放課後や週末、長期休業期間を過ごせるよう、ニーズの把握に努め、小学校や関係機関との緊密な連携のもと、計画的な児童クラブ施設の整備と安定した運営体制の構築を図ります。
- 専門的な知識や技能を有する人材の確保と、研修やミーティングの実施によるスキルの向上に取り組めます。
- 配慮を必要とするこどものための保育環境を整えます。
- 放課後子供教室と情報共有や合同研修会を通して連携し、校内交流型・連携型の活動の継続につなげるとともに、両事業の運営の質を向上させる取組を推進します。
(令和6(2024)年度放課後子供教室数 31、うち校内交流型 17、連携型9)

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対 象 0歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人日(支援対象延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	554 人日	535 人日	516 人日	496 人日	475 人日
②確保方策	554 人日	535 人日	516 人日	496 人日	475 人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

基本的な方向

- 保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして一層の事業周知を図るとともに、保護者の育児負担軽減を目的とした利用や、DV等により緊急一時的に母子保護を実施するなど適切な対応を図ります。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

保健師等が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、育児不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供や児と産婦の健康管理を行うとともに支援が必要な家庭については適切なサービスに結びつける。

対 象 0歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	736 人	700 人	667 人	637 人	610 人
②確保方策	736 人	700 人	667 人	637 人	610 人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- 子育て不安や負担の軽減及び安定した育児に向け、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と児の健康管理や育児についての相談、助言を行います。

(8) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

妊娠中から育児不安を抱えるなどの要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、各家庭に応じて適切な養育が行われるよう関係機関等が連携し、必要な育児支援を実施する。

対 象 0歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人(支援対象人数)

確保方策の内容 養育支援が特に必要な家庭に対して、以下の体制で実施します。

〔実施体制〕 保健師・助産師・臨床心理士

〔実施機関〕 こども家庭センター

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	436 人	424 人	410 人	396 人	381 人
②確保方策	436 人	424 人	410 人	396 人	381 人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- 専門職が家庭訪問し、養育に関する助言・指導等を行い、支援の必要な保護者の育児・養育能力の向上を図ります。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

事業概要

虐待を受けたこども、保護者の養育支援が特に必要なこども、特定妊婦など、要保護児童等の適切な保護又は支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を中心に、早期発見、適切な保護又は支援を実施する。

確保方策の内容 要保護児童対策地域協議会構成員の専門性向上と関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の適切な保護又は支援を実施します。

〔実施機関〕 こども家庭センター

基本的な方向

- 関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、調整機関としての役割を果たす市職員や関係機関職員の専門性向上のための取組を充実します。

(9) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

養育環境が整わない家庭を訪問し、環境改善を図るため、家事・育児の援助を行う。また、子育て等に関する不安や悩みを傾聴し、相談・助言や子育て支援に関する情報提供を行う。

対 象 0歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	336 人日	326 人日	315 人日	304 人日	293 人日
②確保方策	336 人日	326 人日	315 人日	304 人日	293 人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

基本的な方向

- 利用が望ましい全ての家庭に、必要な回数訪問し、支援ができる体制の確保に努めます。

(10) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、安全・安心に過ごすことのできる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。

対 象 6歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人(支援対象実人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	10 人	10 人	10 人	9人	9人
②確保方策	10 人	10 人	10 人	9人	9人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- 支援が必要なこどもや家庭を把握して、拠点の利用につながるよう、関係機関との連携強化、事業の周知に努めます。

(11) 親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、ペアレント・トレーニング等を実施する。

対 象 18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人(支援対象実人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	11 人	11 人	10 人	10 人	10 人
②確保方策	11 人	11 人	10 人	10 人	10 人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- こどもとの関わり方に不安や悩みを抱える保護者の気持ちに寄り添い、情報を共有し、こどもとの関係づくりに役立つ知識を提供することで、より健全な親子関係の構築を図ります。

(12) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対 象 0歳児～2歳児

単 位 人日(延べ人数)、子育て交流センター・子育て支援センター数

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	27,440 人日	26,880 人日	26,320 人日	25,760 人日	25,200 人日
②確保方策	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

※①量の見込みには、子育てひろばの利用者数を含む

基本的な方向

- 子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談援助、関連情報の提供、講習会など、家庭に寄り添った取組を推進することにより、育児の不安や負担感の軽減に向けた支援に努めます。

(13) 一時預かり事業

【一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)】

事業概要

幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)に通うこどもについて、通常の利用時間以外に保育を行う。

対 象 3歳児～5歳児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	64,118 人日	62,810 人日	61,501 人日	60,193 人日	58,885 人日
1号認定	12,209 人日	11,960 人日	11,711 人日	11,462 人日	11,213 人日
2号認定	51,909 人日	50,850 人日	49,790 人日	48,731 人日	47,672 人日
②確保方策	67,000 人日	67,000 人日	67,000 人日	67,000 人日	67,000 人日
②－①＝	2,882 人日	4,190 人日	5,499 人日	6,807 人日	8,115 人日

【一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)】

事業概要

保育認定を受けないこどもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	8,959 人日	8,776 人日	8,593 人日	8,411 人日	8,228 人日
②確保方策	9,305 人日	9,305 人日	9,305 人日	9,305 人日	9,305 人日
一時預かり事業	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日
子育て短期支援事業 (トワイライト)	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
ファミリーサポート センター事業	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日
②－①＝	346 人日	529 人日	712 人日	894 人日	1,077 人日

基本的な方向

- 受入体制確保に努め、こどもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えます。

(14) 病児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対 象 乳児・幼児又は小学校に就学しているこども

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2,450 人日	2,400 人日	2,350 人日	2,300 人日	2,250 人日
②確保方策	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日
②－①＝	1,350 人日	1,400 人日	1,450 人日	1,500 人日	1,550 人日

基本的な方向

- 保護者の子育てと就労の両立支援に必要な事業であることから、今後も必要な取組を進め、子育て環境の充実を図ります。

(15) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助が必要な人と、援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対 象 0歳児～小学校6年生

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	573 人日	561 人日	549 人日	538 人日	526 人日
②確保方策	650 人日	650 人日	650 人日	650 人日	650 人日
②－①＝	77 人日	89 人日	101 人日	112 人日	124 人日

基本的な方向

- 育児の援助が必要な人と提供できる人の調整・橋渡しの業務を行うことにより、子育て世帯における保護者の子育てと仕事の両立、働きやすい環境づくりに努めます。

(16) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図り、安全・安心な妊娠・出産のために定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。

対 象 妊婦

単 位 人、回

需要量と確保の方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人数	736人	700人	667人	637人	610人
	回数	9,456回	8,986回	8,563回	8,186回	7,828回
②確保方策		医療機関において、国の定める基本的な妊婦健康診査を実施				

基本的な方向

- 受診の重要性を普及・啓発し、確実な受診勧奨により、安心して妊娠期を過ごし安全に出産できるよう支援します。

(17) 産後ケア事業

事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができるようきめ細かい支援を実施する。

対 象 産後1年未満の産婦

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		407人日	387人日	369人日	353人日	337人日
②確保方策		407人日	387人日	369人日	353人日	337人日
②－①＝		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

基本的な方向

- ケアを必要とする全ての母子が、適切に支援を受けることができるよう、利用調整を図ります。

(18) 乳児等通園支援事業

事業概要

保護者の就労要件を問わず、生後6か月から満3歳未満の未就園児に、月一定時間、保育所等において、適切な遊びや生活の場の提供を行う。

対 象 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	62人日	57人日	54人日	51人日	49人日
②確保方策	—	59人日	59人日	59人日	59人日
②－①＝	—	2人日	5人日	8人日	10人日

基本的な方向

- 令和7年度に、保育所等における受け入れ体制を整え、法に基づく新たな給付制度として位置けられる令和8年度から、本格的に事業を開始する予定です。

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

こども・子育て支援に関する施策は、庁内の関係部局において横断的に実施されているため、円滑な事務の実施を含め関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

庁内においては、「こどもまんなか社会推進本部」体制のもと、職員を対象とした研修等を通して「こどもまんなか」理念を共有し、職員一人ひとりが、「こどもまんなか社会」の一員として、こども・若者を権利の主体として尊重し、当事者であるこども・若者・子育て家庭の意見を聞きながら、こども施策を推進します。

また、市町域を超えた施設・サービス利用についても円滑に実施できるよう、近接する市町と連携を図ります。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、「周南市こども育成支援対策審議会」において、本計画に基づく各種施策の点検、評価を実施し、その結果をホームページ等で公表いたします。

点検、評価に関しては、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し評価・改善していく「EBPM」(Evidence Based Policy Making)の考えも踏まえつつ、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても実施します。

また、第5章の事業計画における指標と現状値に著しい開きが生じた場合などには、計画期間の中間年である令和9(2027)年度を目安として、計画の見直しを行います。

【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

◆各基本目標で設定した指標

◆教育・保育施設の提供量、地域子ども・子育て支援事業の提供量(確保方策)

【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

◆本市の子育て環境に対する評価

今回の計画策定にあたり実施したニーズ調査結果との比較を行います。

資料編

【語句の説明】

本文中の下線の語句について、五十音順・アルファベット順で記載しています。

	語 句	説明文
あ	アウトリーチ支援	支援者が家庭訪問等により、対象者のいる場所に出向き、必要なサービスや情報を届け、支援につながるよう積極的に働きかける取組を意味する。
	アセスメント	支援の対象となることも・家庭に関して多面的に収集した情報を基に、適切な支援につなげるために客観的に分析を行うことを意味する。
	アタッチメント	イギリスの精神科医ジョン・ボウルビィによって確立された概念で、日本語では「愛着」と訳される。本計画では、こどもが特定の養育者と築く情緒的なつながりを表す。乳幼児期にアタッチメントを形成することは、親子関係を良好にするだけでなく、対人関係に好影響を与える重要な要素であると言われている。
い	いい歯スマイル検診	20歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢になる市民、妊婦、及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査対象児の保護者を対象に行う歯科検診。
	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療的ケアを受けることが恒常的に必要なこどものこと。
	インクルージョン	性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障害の有無など、持っている属性によって排除されることなく、尊重されながら共存することを表し、直訳すると「包括」「包摂」「受容」という意味。本計画では、障害児の地域社会への参加及び包容を指す。
	インターンシップ	学生が在学中に、企業等において自らの専攻やキャリアに関連した就業体験を行うこと。
う	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
か	考え、議論する道徳	答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合っていけるような授業のこと。
が	学校安心安全サポーター	防犯の専門家が、小・中学校を巡回訪問して学校の安全体制の点検及び指導を行うとともに、不審者対応等防犯に関する学校支援を実施している。
	学校・地域連携カリキュラム	学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラムのことで、中学校区内の各学校の教育目標を明確にし、家庭や地域と共有し、各学校の教育の質を高めることに活用する。
き	キャリア教育	こどもたちが将来、社会の一員として活躍し、自分らしい生き方を選択し、実現していくために必要な能力や態度を育む教育のこと。

け	計画の対象	本計画では、こども基本法で定義される「心身の発達の過程にあるこども」と「その家庭」を対象としている。施策の対象として年齢や趣旨等に留意して用いる場合には、母子保健法、児童福祉法及び学校教育法の各法令に基づき、妊産婦(妊娠中又は出産後1年以内の女子)、新生児(生後 28 日未満)、乳児(1 歳未満)、幼児(満1歳から小学校就学まで)、児童(満 18 歳未満)、児童生徒(小学校課程等に在籍している児童と中学校課程等に在籍している生徒)を、こども大綱に基づき、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)、思春期(中学生年代から概ね 18 歳まで)、青年期(概ね 18 歳以降から概ね 30 歳未満)を使用することとする。また、「若者」については、法令上の定義はないが、こども大綱に基づき、思春期及び青年期にある者を指すこととし、「こども」と重なり合う部分があるものの、対象を「若者」に特化して表記する場合に、「若者」の語を使用することとする。
げ	ゲートキーパー	自殺対策においては、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割が期待される人のこと。自殺を未然に防ぐ「命の門番」とも位置付けられる。
こ	子育て	「こどもが(本来)持つ育つ力」のことを言い、「子育て支援」とは、「こどもが持つ力」を引き出し(エンパワメント)、こどもが育つ力を育む支援のことを言う。
	こども家庭センター	妊産婦や子育て家庭、18 歳までのこどもに関する総合相談や支援の窓口で、母子保健と児童福祉の両分野を一体的に運営することにより、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、切れ目のない支援を行う。
	こども110番の家	こどもが身の危険を感じた際に、一時的な避難場所として駆け込み、警察へ 110 番通報するための場所として設置している。山口県警察本部により始められた。本市では周南市青少年育成市民会議が市内の設置状況を取りまとめ、活動を推進。
	こどもまんなか社会	こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義している。
	こどもまんなか授業づくりのスタートライン	児童生徒の立場からこれまでの授業を見直し、求められる資質・能力を育成する授業を実現するために、授業づくりのポイントや留意事項をまとめたもの。
し	コミュニティ・スクール	学校、保護者及び地域がともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたいこども像を共有し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組む仕組みのこと。
	5歳児発達相談会	5歳児(年中児)を対象に、円滑な就学に向けて集団生活での困りごとや心配ごとに応じて、個別に相談会を実施。
し	周南市通学路安全推進会議	文部科学省、国土交通省、警察庁の連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき設置された。交通安全に加えて、防犯、防災の視点を組み入れた「通学路総合安全プログラム」に基づき、関係機関が連携し、児童生徒の通学路の安全確保を図っている。

し	心理教育プログラム	自殺予防教育の一環として、小学校4年から中学校3年までの児童生徒を対象に行う SOS の出し方・受け止め方に関する教育内容が含まれる心理教育プログラム。
じ	重層的支援	8050 問題、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題に対応するため、分野の壁を超えて、多機関協働により重なり合って行う支援。
す	スクールカウンセラー	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。
	スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・経験を有しており、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格等を有する者。
せ	(周南市)青少年育成センター	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに健全な育成を図るために設置された機関。教育委員会により委嘱された青少年指導員による街頭補導や環境浄化活動等を実施。
だ	第3期周南市障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画に位置付けられ、第3期計画は、令和6(2024)年3月に策定し、計画期間を令和8(2026)年度までの3年間としている。障害児通所支援及び障害児相談支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における必要な見込量等について定めている。
ち	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA など幅広い地域住民の参画を得て地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと。
	地域のおじさん・おばさん運動	あいさつ運動、早朝立哨や登下校時の見守り活動等を通して、「地域で子供を見守り、育てる活動」として取り組まれている活動。本市では周南市青少年育成市民会議が「地域のおじさん、おばさん」の輪を広げ、こどもたちが安心して暮らせる地域づくりを推進。
と	共働き・共育て	夫婦が働きながら、等しく家事・育児を分担し、相互に協力して子育てを行うライフスタイル。国は令和5年に策定した「こども未来戦略」の中で、3年間で集中的に取り組む具体的な施策(「加速化プラン」)として、「男性育休の取得促進」「育児期を通じた柔軟な働き方の推進」「多様な働き方と子育ての両立支援」による「共働き・共育て」の推進を挙げている。
に	ニート(NEET)	「Not in Employment, Education or Training」の略で、「働いておらず、学校に通ってもおらず、就業訓練を行っていない者」のこと。
	乳幼児教育センター	幼児教育・保育の質の向上を図り、小学校教育への円滑な接続等を推進するための拠点として、令和4年度にこども保育課に設置。
ぷ	プッシュ型	情報発信で「プッシュ型」という場合、データやコンテンツが利用者の端末に自動的に配信される方式のこと。
	プレコンセプションケア	男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。
ぽ	ポピュレーションアプローチ	リスクの有無や大きさに関わらず、集団に対して健康増進や疾病予防の働きかけを行うこと。対象を限定しないことで、全体の潜在的な健康リスクの予防、軽減を目的としており、一次予防の役割を果たす。

み	(周南市)未来人材奨学金返還支援事業	市内に住み、奨学金の返還をしながら働く若者を経済的に支援するため、登録事業者と市が連携し、奨学金返還額の一部を最大5年間補助する制度。
め	面前 DV	こどもの前でDV(配偶者間の暴力)が行われることで、こどもへの心理的虐待にあたる。
や	山口県インターンシップ推進協議会	産学公が連携し、就業体験事業を実施する中核的組織。企業等への就業体験事業を通じて、学生の高い職業意識の育成を円滑かつ効率的に推進し、県内の高等教育全体の資質向上に資するとともに、山口県の経済社会の活性化に貢献することを目的に設置された。
	山口県母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭の父母及び寡婦が、就業により自立した生活を送ることができるように、就業相談、情報提供、アドバイス等を行う機関で、山口県が一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会に委託して実施。
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
よ	幼保こ小の架け橋プログラム	5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定や、架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行う。
	幼保小連携推進調整監	幼児教育・保育と学校教育に専門的な識見を有し、幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や連携を図るコーディネーター役として、令和2年度にこども保育課に配置。
れ	レスパイトケア	「レスパイト」とは、介護や育児など普段誰かのケアを行っている人が休息できるよう支援することで、「レスパイトケア」とは、日頃ケアを行っている家族が一時的に介護や育児から離れて休息できるよう、福祉施設などがその代わりを担い、リフレッシュや負担軽減を図る取組のこと。
ろ	ロールモデル	将来の仕事や生き方等において「こうありたい」と目標にする存在。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態を指す。
D	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者(事実婚を含む)や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含む。
	DX	「Digital Transformation」(デジタルトランスフォーメーション)の略。学校においては、教育データやデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などを変革すること。
E	EBPM	「Evidence Based Policy Making」の略。経験や直感ではなく、統計などのデータや合理的根拠(いわゆる「エビデンス」)をもとに政策を立案するとともに、その結果についてもエビデンスに基づき評価した上で改善していくこと。
I	ICT	「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略。通信技術を活用したコミュニケーションのことで、情報処理や通信技術そのものだけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

【周南市こども育成支援対策審議会規則】

平成 21 年6月 22 日規則第 54 号

改正

平成 25 年6月1日規則第 30 号

平成 28 年4月1日規則第 44 号

令和元年5月 20 日規則第4号

令和2年3月 18 日規則第 20 号

令和5年3月 14 日規則第 24 号

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成 15 年周南市条例第 247 号)第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会(以下「審議会」という。)の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15 人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めたときは、任期を延長することができる。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年8月1日から施行する。

附 則(平成 25 年6月1日規則第 30 号)

この規則は、平成 25 年6月1日から施行する。

附 則(平成 28 年4月1日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月 20 日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月 18 日規則第 20 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月 14 日規則第 24 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【周南市こども育成支援対策審議会委員名簿(令和7年3月 31 日現在)】

区 分	氏 名	団 体
学識経験者	たけした とおる 竹下 徹	周南公立大学
	かねこ さち 金子 幸	周南公立大学
	きむら み や こ 木村 美弥子	CAP周南
市民団体代表	た な か ひ で あ き 田中 日出昭	周南市青少年育成市民会議
	あきしげ み つ こ 秋重 美津子	周南市民生委員児童委員協議会
	かねしげ え み こ 兼重 江美子	周南市母子保健推進協議会
教育関係団体代表	おおしま こうじろう 大嶋 幸二郎	周南市 PTA 連合会
	かわむら 河村 ひとみ	周南市保育協会
	おおの やすなり 大野 泰生	周南地区私立幼稚園協会
公募委員	かむら のりこ 加村 則子	
	こばやし たかし 小林 高志	
	やまもと た え 山本 多恵	
	ごうだ れい あ 合田 怜歩	こども・若者委員
	みぞぶち げん き 溝渕 元貴	こども・若者委員